

EU の新通商戦略および最近の FTA 動向

2021 年 3 月
日本貿易振興機構 (ジェトロ)
海外調査部
ブリュッセル事務所

はじめに

EU は従来、自由貿易の旗手として、WTO を通じた多国間貿易自由化交渉を進めてきたが、WTO 体制での交渉の進展が停滞していることから、特に 2006 年 10 月の「グローバル・ヨーロッパ」戦略発表以降、自由貿易協定 (FTA) を含む二国間貿易協定を積極的に推進している。近年では、カナダ、シンガポール、ベトナムなどと立て続けに FTA を締結しており、日本とも経済連携協定 (EPA) を締結し、2019 年 2 月に発効している。欧州委員会が 2020 年に発表した EU の「貿易協定の履行状況に関する年次報告書」によると、EU は 2019 年時点で、76 のパートナーと 44 の貿易協定を締結しており、EU の対外貿易の約 33% を占めている。また、EU は貿易協定の締結だけでなく、その締結後の協定の履行に関しても、首席貿易執行官 (Chief Trade Enforcement Officer) を 2020 年 7 月に任命するなど、強化を図っている。

本レポートは、EU の通商政策の最新動向、日 EU・EPA を含む既に発効済みの EU の FTA の履行状況、合意済みの EU の貿易協定の論点や発効までの課題・道筋、EU が現在交渉中の FTA の進捗状況をまとめたものである。さらに、現在中断している米国との通商交渉の再開の見通しや、停滞している WTO 改革など、多国間貿易体制における EU の立ち位置など、今後の EU の通商交渉の方向性を紹介する。

【免責条項】

本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

目次

1. EUにおける通商政策の最新動向.....	1
(1) EUの新通商戦略「開かれた、持続可能かつ積極的な通商政策」.....	1
(2) 欧州委員会通商総局の最新版「戦略計画」と「管理計画」.....	7
2. EUの発効済みFTAの概況及び実施状況.....	13
(1) 日EU経済連携協定(日EU・EPA).....	13
(2) EUカナダ経済貿易協定(CETA).....	19
(3) EUシンガポール自由貿易協定(EUSFTA).....	24
(4) EUベトナム自由貿易協定(EVFTA).....	27
(5) EU英国通商・協力協定(EU-UK TCA).....	30
3. EUの政治合意済み貿易協定の論点整理.....	34
(1) EU南米南部共同市場(メルコスール)連合協定.....	34
(2) EUメキシコ・グローバル協定.....	39
(3) EU中国包括的投資協定(CAI).....	42
4. EUの交渉中の貿易協定の動向.....	45
(1) EUオーストラリア貿易協定.....	45
(2) EUニュージーランド貿易協定.....	46
5. 今後のEUの通商政策の展望.....	49

1. EUにおける通商政策の最新動向

(1) EUの新通商戦略「開かれた、持続可能かつ積極的な通商政策」

欧州委員会は2021年2月18日、2019年12月に発足した欧州委員会のフォン・デア・ライエン新体制の方針を反映した新たな通商戦略「開かれた、持続可能で積極的な通商政策 (An Open, Sustainable and Assertive Trade Policy)」¹を発表した。これは、2015年10月に発表された通商戦略「万人のための貿易 (Trade for All)」²を改定したEUの最新の通商政策である。この新通商戦略は、「開放性」、「持続可能性」、「EUの利権の擁護」を軸にしており、EU経済の「開放性」という従来の政策を維持しつつ、貿易の「持続可能性」をさらに加速させるために、「持続可能性」を通商政策の中心的な位置づけに格上げするとともに、「EUの利権の擁護」を積極的に行うとしており、EUの従来の通商政策からの方針転換を伴うものである。また、EUの地政学的な利益が反映されるべきであるとし、これまで通り、多国間主義とルールに基づく国際秩序を支持するものの、大国間での緊張が高まる中で多極化する世界秩序に対応する必要があるとした。このような中で、米国との関係を最大かつ経済的に最も重要な関係と強調する一方で、中国との関係については、重要視すると共に深刻な課題も指摘している。日本に関しては、2015年の通商戦略では戦略的な貿易パートナーとして言及されていたが、新通商戦略では直接的な言及はなく、2019年の日EU経済連携協定(日EU・EPA)の発効以降、EUの通商政策における日本への関心は必ずしも高くないことが伺われる。以下では、新通商戦略の概要を解説する。

新通商戦略によると、従来からのEUの開放的な貿易体制により、EUは農産品、工業製品、サービスの世界最大の貿易の担い手であり、対内・対外直接投資においても最大の担い手となっている。主要な経済圏の中でもEUは、経済に占める貿易の割合が最も高い国・地域の1つである。EUの輸出は、EU域内で約3,500万人の雇用を支えており、その数は2000年比で約1,500万人増加している。また、EUは重要な原材料などに関して、輸入にも依存しており、輸入品の約6割がEU製品の製造に利用されているなど、1995年以降、輸入品に対するその依存性を強めている。貿易はEU経済の繁栄と競争力の中心を担っており、今後もEUは単一市場内外での貿易への開放性を重視する必要があるとしている。

しかし、国際貿易の現状を鑑みると、一国主義的な政策など地政学的な緊張が高まっており、多国間体制が弱体化するなど不透明性が増しつつあると指摘している。EUの通商政策の一部で、方針転換をする背景にあるのは、こうしたEU域外での環境の変化である。特

¹ Trade Policy Review – An Open, Sustainable and Assertive Trade Policy (欧州委員会) https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2021/february/tradoc_159438.pdf

² ジェトロ EUの新貿易・投資戦略「万人のための貿易」の概要 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/49ceedbc0615581b/20150114.pdf

に、新通商戦略は、こうした域外での環境変化の一因として、世界的な野心を隠さず、独特な国家資本主義体制を追求する中国を名指ししている。中国は、経済と政治の両面から世界秩序を根本的に変えつつあり、既存の世界経済体制を揺るがしており、EU 域内外での EU 企業の公平な競争条件を脅かしていると指摘する。また EU 域内を見ても、気候変動を背景に、環境対応型経済への移行は、最重要課題の 1 つと見なされるようになってきている。欧州委員会のフォン・デア・ライエン新体制が掲げる「欧州グリーン・ディール」は、こうした認識を強く反映したものであり、持続可能な貿易の必要性が強調されている。そして、フォン・デア・ライエン新体制は持続可能な貿易を実現し、EU 経済の競争力を維持するだけでなく、さらに強化するものとして、EU 経済のデジタル化も重視している。EU の通商政策は、こうした環境対応型経済やデジタル化への移行に貢献する必要があるとしている。

こうした域内外の環境の変化を背景に、EU が掲げるのが「開かれた戦略的自律性 (open strategic autonomy)」であり、新通商戦略においては、EU の通商政策は「開かれた戦略的自律性」を支えるものであるべきだとした。「開かれた戦略的自律性」とは、EU の戦略的利益と価値を反映させながら、EU が独自の選択をし、世界秩序の形成において、EU 域外国を取り込みつつ、その主導権を握る EU の能力を重視するという考え方である。そして、このような能力を発揮するための EU の強みが、EU の貿易であり、通商政策だとした。EU の共通通商政策 (common commercial policy) は、EU 理事会 (閣僚理事会) などを通して、加盟国の承認を必要とするものの、原則 EU レベルでのみ政策決定が認められる EU の排他的権限に属する政策分野であり、EU が国際社会で主導権を握るための武器である。新通商戦略は、通商政策を通じて、域外国との協力を重視する EU の従来からの立場を堅持しつつも、EU 経済を不公正な貿易慣行から守り、公平な競争条件を確保することを積極的に行うとし、通商政策の中期的な目標として、以下の 3 点を挙げている。

- ①環境とデジタル化の目標に沿って、EU 経済の復興と根本的な変革を促進する。
- ②より持続可能で、より公正なグローバル化を目指し、国際ルールを形成する。
- ③必要に応じて自律的に、EU の利益を追求し、権利を行使する能力を強化する。

さらに、これらの中期目標を達成するために、以下の 6 つの分野を重視する。

●重点分野 1 : WTO 改革

WTO は 1995 年の設立以来、安定的で予測可能な貿易環境を提供することで、国際貿易を大幅に拡大させるとともに、貿易紛争を解決するための枠組みを提供するなど、WTO 加盟国に対して多大な恩恵をもたらしてきた。しかし、近年では国際貿易の問題に対処するための交渉がまとまらず、WTO の紛争処理制度の最終審に当たる上級委員会が欠員により機

能停止状態に追い込まれるなど課題も多く、透明性の確保や貿易障壁の防止のための監視制度も改善が必要である。

そこで、欧州委員会は、WTO のあらゆる分野での改革を目指す。まず、現在の国際貿易の現状に即した形で WTO ルールを改訂する必要があると指摘する。競争上のゆがみへの対処や、デジタル貿易や持続可能な貿易などの新たな分野での枠組みの合意に向けて、開かれたプブリ合意（複数国間合意）を通じた実現を含めて、WTO ルールの現代化や、WTO の機能の改善が必要不可欠とした。また、独立かつ一般に受け入れられている紛争処理制度は、EU が支持するルールに基づく制度の信頼性にとって非常に重要であることから、上級委員会の機能回復に向けた働きかけを強める。なお、WTO 改革に関する EU の方針は、新通商戦略の付属書に、その詳細が記載されており、後述の「5. 今後の EU の通商政策の展望」において解説する。

●重点分野 2：環境対応型への移行と責任ある持続可能なバリューチェーンの推進

「欧州グリーン・ディール」を掲げるフォン・デア・ライエン新体制において、気候変動対策と環境保護は EU の最優先事項であり、EU の政策はすべて、この最優先事項に貢献すべきとしている。しかし、同分野に関しては、EU 以外国、特に温室効果ガスの排出や環境汚染の規模が大きい国との協力が必要であり、EU の通商政策は、こうした国との協力を支えるものである。欧州委員会は、多国間や二国間での枠組みを通じて、必要に応じて自律的に、同分野での対策を推進する。

多国間での対策としては、同様の危機意識を持つ国とともに、環境や持続可能性を考慮したイニシアチブを、WTO の様々な分野で推進する。こうしたイニシアチブには、特定の物品やサービスの自由化、透明性の確保、貿易のための援助（aid-for-trade）の環境対応、化石燃料に対する補助金への規律強化などが含まれる。

二国間の対策としては、EU はすでに環境基準や労働基準へのコミットメントなどを規定した「貿易および持続可能な開発（TSD）」章を含む、多くの二国間協定を締結しており、こうした協定が環境対応型の技術、物品、サービス、投資を推進するものとなっている。TSD 章を活用して、気候変動、生物多様性、循環型経済、環境汚染、再生可能エネルギーといった環境対応型のエネルギー、持続可能な食糧政策などに関する対話を、協定の締約国と進めていくだけでなく、協定締約国での EU の再生可能エネルギー関連企業の市場アクセスの拡大や、環境対応に必要な原材料の確保を目指すとしている。今後の通商協定や投資協定においては、気候変動に関するパリ協定の順守を、民主主義、法の支配、基本的人権の尊重と並ぶ、協定全体の基礎となる「不可欠な要素（essential element）」に格上げするよう提案している。これまで EU は、パリ協定を初めて明記した日 EU・EPA 以降、パリ協定に関しては TSD 章の中で推進してきた。TSD 章で明記されたコミットメントの違反に関しては、対話を重視した解決しか認められていないのに対し、「不可欠な要素」の違反に関して

は、協定適用の一時停止など、制裁を含めた対応が認められることから、この格上げが持つ意味は大きい。また、特に G20 諸国との新たな通商協定を締結する場合には、気候変動、生物多様性、循環型経済、環境汚染、再生可能エネルギーなどの環境対応型のエネルギー、持続可能な食糧政策に関して、共通の野心的な目標を持つべきだとする。さらに、今後の通商協定における持続可能性に関する側面を重視するだけでなく、既存の通商協定に関しても、欧州委員会は首席貿易執行官（Chief Trade Enforcement Officer）を任命するなど、協定相手国による TSD 章などに明記されたコミットメントの履行の監督を強化していくとした。

また、EU の自律的対策として、環境や倫理の観点から、輸入品に対して特定の生産工程の要件を求める用意があるとしている。国際貿易のルールにおいて、予測可能で無差別な枠組みが重要であるとしながらも、社会的な志向に応じて各国が規制を実施する権限は堅持されるべきであるとしており、こうした規制は正当であるとしている。念頭にあるのは、現在、欧州委員会が導入を検討している炭素国境調整メカニズムである。このメカニズムは、カーボンリーケージ（排出制限が緩やかな国への産業の流出）防止のために、EU と比べて排出規制が緩い国からの特定物品の輸入に対して炭素国境税、または何らかの負担を課すというものである。ただし、今後のいかなる規制も WTO ルールに完全に順守したものにしている。

●重点分野 3：デジタル化への移行とサービス貿易の推進

フォン・デア・ライエン新体制が掲げるデジタル化への移行も、EU の通商政策の優先事項となる。通商政策は、EU 企業による技術革新や成長を促進するものでなければならず、そのためには国際的なルールの改定の必要性を指摘している。デジタル規格の策定やデータ保護などの規制の方向性に関して、EU が今後もデジタル貿易や技術の分野で優位な立場を確保するために、WTO におけるデジタル貿易に関するルール作りにおいて、EU は引き続き主導権を握るべきであり、同様の立場の国との連携を深める必要がある。特に AI などのデジタル技術に関する野心的な国際標準の作成を目指す。

データに関する問題は、EU の将来にとり非常に重要であり、国境を越えるデータの移転に関しては、自由なデータの流れを支持する一方で、EU の価値と利益に基づいて、データ保護やプライバシーにおいて必要な規制をとるとする。

●重点分野 4：EU 規制の影響力の強化

国際的な規制や標準の策定における EU の影響力は、EU の経済規模とともに、EU の通商政策の強みとなっている。EU のこうした影響力は、これまでも EU 企業の海外進出や域外への輸出において、競争上の優位性を提供している。しかし、近年では主に EU 域外にお

ける新たな規制権力の新興や急速な技術発展により、規制や標準の策定における EU の影響力は、縮小傾向にある。そこで、EU が今後も影響力を維持するためには、特に環境対応型やデジタル化への移行における国際的な規制協力においてより戦略的なアプローチをとる必要がある。EU の規制アプローチを、開発途上国を含め世界中で推進するために、規制や標準の策定に関してより積極的な姿勢で臨むべきであり、通商協定に基づき協定相手国と共同で設置する委員会における対話などを最大限活用し、規制当局間の協力を支援すべきである。また、民主主義、開放性、包含性といった価値と一致した新たな規制を策定するために、欧州委員会が 2020 年 12 月に発表した米国との新たな協力関係の構築に向けたアジェンダ³で提案している「EU 米国貿易・テクノロジー評議会 (EU-US Trade and Technology Council)」などを通じた、米国との協力は必要不可欠である。

●重点分野 5：EU の近隣諸国や加盟候補国、アフリカとの関係を強化する。

EU の近隣諸国やアフリカの安定性や繁栄は、不法移民や難民問題などを含め、EU の政治的・経済的な利益の一部であることから、新型コロナウイルスの感染拡大からの復興や持続可能な開発の達成に向け、EU は支援を惜しまないとしている。西バルカン諸国や東方パートナーシップの締結国（ウクライナ、モルドバ、ジョージア）との、より強力な経済的な統合は特に重要である。EU は、特に環境対応型やデジタル化への移行に関して、こうした国が EU の規制モデルにより近い規制を実施するよう支援する。また、モロッコやチュニジアなどの南方近隣諸国との通商・投資協定の現代化といった EU との経済関係の強化も目指す。アフリカ諸国に関しても、アフリカ連合 (AU) やその加盟国との政治対話を図り、既存の通商協定を深化させるなど、EU との関係をさらに強化する。南方近隣諸国やアフリカ諸国とは、持続可能な投資協定に向けた協議も進める。

●重点分野 6：通商協定の実施・執行を強化し、公平な競争条件を確保する。

欧州委員会は、通商協定から得られる利益を確保し、協定締約国の市場アクセスと持続可能な開発に関するコミットメントの実施を積極的に監視するとしている。まず欧州委員会は、EU 企業などのステークホルダーが新たな経済的な機会を得られるように、今後も新たな通商協定の締結に向けて、注力していくとする。特に、アジア太平洋やラテンアメリカは、より多くの経済的な機会を生み出す地域であることから、その重要性は大きいとし、原則合意済みのメルスコール 4 カ国（ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイ）との地域間 FTA や、メキシコとの既存協定を現代化する協定を批准できる環境の整備を目指して

³ A new EU-US agenda for global change (欧州委員会)

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/joint-communication-eu-us-agenda_en.pdf

いる。また、オーストラリアやニュージーランドなどと現在交渉中の通商協定に関しても、順調に進んでいると自己評価している。

このように新たな通商協定の締結に向けた努力を続ける一方で、欧州委が強化を図るのが、既存の通商協定の履行である。その中心を担うのが、2020年7月に新たに設置されたポストである首席貿易執行官である。首席貿易執行官を含め欧州委員会は、保護主義的な傾向に対抗し、EUの輸出に影響を与える歪みを是正するために、以下の分野に注力している。

- 通商協定が生み出す機会を最大限活用する
- 中小企業などのEUのステークホルダーが、通商協定の便益を最大限享受できるよう支援する
- 通商協定の適切な履行を監視し、市場アクセスにおける障壁やTSD章の違反などに関する異議申し立ての利用を促進する
- WTO協定や二国間協定の不履行に対応し、協定が規定する紛争処理制度が機能しない場合には、必要に応じて、一方的に対抗措置の実施を認める欧州議会・理事会規則654/2014の改正規則⁴を活用する
- EUの産業界が不利益を被らないように、毅然とした姿勢で貿易救済措置を実施する
- 安全保障の分野では、2020年10月に全面適用を開始したEU域外からの直接投資に関する審査（スクリーニング）規則⁵に基づき、EUレベルでの投資審査制度を実施するとともに、全加盟国に対しても加盟国レベルでの投資審査制度の導入を求める
- 加盟国当局とともに、繊細な取り扱いが求められる二重用途物品や技術に関する改正輸出管理規則の効果的な適用を実施し、より安全なバリューチェーンとEUの輸出業者の公平な競争条件を確保する

さらに、EUはEUの企業や市民を不公正な貿易慣行から守るための新たな対抗手段を開発する必要があるとしている。欧州委員会は、貿易相手国による潜在的な強制措置からEUを守るための法的手段や、外国政府の補助金を受けてEU域内市場で活動する外国企業に対抗するための法的手段に関する新たな規制案を提案する予定である。また、EU理事会には、域外企業に対して開放的なEUの政府調達政策を改め、貿易相手国にも政府調達市場の互恵的な開放を求める公共調達規則（International Procurement Instrument）案の採択に向けて、とりまとめを加速するよう求めている。さらに、外国政府が自国企業に輸出信用

⁴ Regulation (EU) 2021/167 of the European Parliament and of the Council of 10 February 2021 amending Regulation (EU) No 654/2014 concerning the exercise of the Union's rights for the application and enforcement of international trade rules https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_2021.049.01.0001.01.ENG&toc=OJ%3AL%3A2021%3A049%3ATOC

⁵ Regulation (EU) 2019/452 of the European Parliament and of the Council of 19 March 2019 establishing a framework for the screening of foreign direct investments into the Union <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2019/452/oj>

の面で支援を行う傾向が強まる中で、EU 企業の公平な競争条件を確保するために、欧州委員会は輸出信用に関する新たな戦略の策定に向けた検討をする必要があるとしている。

（２）欧州委員会通商総局の最新版「戦略計画」と「管理計画」

欧州委員会通商総局（DG-Trade: Directorate-General for Trade）は、EU の通商政策の中心的な役割を果たす総局である。通商総局は、通商担当の欧州委員（Trade Commissioner）のもとで、通商政策を策定するだけでなく、通商政策の実施も担当しており、二国間の通商協定の交渉や実施、WTO などの多国間貿易体制に関連した活動、アンチダンピング措置や補助金相殺措置などの貿易救済措置の実施など、担当範囲は幅広いものとなっている。通商総局は 2020 年 11 月、「2020-2024 年版戦略計画⁶」と「2020 年版管理計画⁷」を発表した。戦略計画とは、欧州委員会の各総局が、欧州委員会が掲げる全体の政治目標に、いかに貢献するかをまとめた政策文書であり、各総局の 5 年間の具体的な目標を示すものである。また、管理計画は、戦略計画やその具体的な目標に沿った 1 年ごとの活動方針を示すものである。以下では、通商総局が公表した最新版の戦略計画、管理計画に加えて、さらに、2017 年から毎年発行されている EU の「貿易協定の履行状況に関する年次報告書⁸」を交えて、通商総局の政策の最新動向をまとめた。

欧州委員会は 2020 年 7 月、新たに設置した首席貿易執行官（Chief Trade Enforcement Officer）を任命した⁹。通商総局次長でもある首席貿易執行官の役割は締結後の貿易協定の履行であり、さらには貿易協定の締結相手国が協定上の約束を履行することの確保、貿易障壁の除去、非 EU 加盟国との貿易紛争の解決、紛争解決ルールへの対応（WTO 改革、多国間投資裁判所の設立による投資家対国家紛争解決制度の改革など）も担当領域¹⁰としている。

首席貿易執行官という新しいポストの設置は、新たな通商協定の締結だけでなく、締結済みの通商協定の重視、特に締結相手国における通商協定の実施を確保や、EU の企業が通商協定から最大限の利益を得られる環境の整備など、EU の利益の確保を全面に押し出す 2019 年 12 月に発足した欧州委員会のフォン・デア・ライエン体制の方針を明確にするものといえる。

⁶ 「2020-2024 年版戦略計画」（欧州委員会）

https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/november/tradoc_159104.pdf

⁷ 「2020 年版管理計画」（欧州委員会）

https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/november/tradoc_159105.pdf

⁸ 2020 年版 EU の「貿易協定の履行状況に関する年次報告書」（欧州委員会）

https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/november/tradoc_159039.pdf

⁹ European Commission appoints its first Chief Trade Enforcement Officer（欧州委員会）

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_20_1409

¹⁰ Chief Trade Enforcement Officer（欧州委員会）

<https://ec.europa.eu/trade/trade-policy-and-you/contacts/chief-trade-enforcement-officer/>

通商総局の戦略計画は、「開かれた戦略的自律性 (Open Strategic Autonomy)」を追及する EU の目標のもと、以下の 3 点を掲げている。1 点目として、グローバル経済におけるガバナンスシステムを主導・形成することにより、回復力、競争力、成長の基盤を構築すること、2 点目として、相互に有益な二国間関係を発展させること、そして、3 点目として、EU 経済を強化し、不公正で濫用的な慣行から経済を保護するために必要な措置を EU 域内で講じることである。これらの取り組みは、EU のためだけでなく、世界の利益にも繋がるとしている。

資本、技術、ノウハウにおける EU 経済のもつ強みを発揮させると同時に、エネルギー・食品・飼料・その他の製品の輸入依存の現状を鑑みると、EU 経済をより一層、世界経済に統合させる必要があり、通商政策は、世界経済と EU の価値観との間の架け橋となる。こうした EU の価値とは、十分な収入や権利が保証された雇用の創出を伴う成長、社会・気候・環境・消費者の保護、文化的多様性、一般的な関心事項と世界的な公共財におけるサービス、持続可能性、連帯、公平性、包括性、透明性などである。EU の通商政策は、開発途上国を含めた成長と、欧州型の社会モデルやその気候・環境目標を目指して、貿易を発展させることを目標としている。

2020 年から 2024 年にかけて、EU の競争力維持や開かれた市場への EU の参加とそのための機会創出に向けたマクロ経済政策や社会政策のための原動力となること、そして、これらを EU の価値と一体となって推し進めることが、EU の通商政策である。

通商総局の戦略計画における通商政策は、以下の 4 つの柱からなる。

- ① 多国間協力 (Multilateral cooperation)
- ② 二国間および地域間パートナーシップ (Bilateral and regional partnerships)
- ③ 持続可能な貿易 (Sustainable trade)
- ④ 不公正な貿易と投資からの EU の企業と市民の保護 (Protecting EU companies and citizens from unfair trade and investment)

欧州委員会のフォン・デア・ライエン委員長は、就任に先立ち発表した政治的ガイドラインの中で、「欧州グリーン・ディール」、「人々のための経済」、「デジタル時代にふさわしい欧州」、「欧州の生き方を推進する」「国際社会でより強い欧州となる」、「欧州の民主主義をさらに推進する」の 6 つの野心的な目標を掲げている¹¹。これに呼応する形で、通

¹¹ Political Guidelines for the next European Commission 2019-2024 (欧州委員会)
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/political-guidelines-next-commission_en_0.pdf

商総局は、「人々のための経済」と「国際社会でより強い欧州となる」の2つを特に重視するとし、以下の5つの具体的な目標を掲げている¹²。

具体目標 1

ルールに基づく貿易を維持するために、WTO 改革を主導する。
(安定した、予測可能な貿易環境を維持し、WTO の改革と強化を迫及する。)

1995年に策定されたWTOのルールブックは、その後の時代の変化に追いついていない。まず、公平な競争条件（level-playing field）を確保するためには、産業補助金に関する規律の強化、技術の強制移転の禁止、国有企業に対する規律の強化などを進める必要がある。持続可能性と環境に配慮した経済の回復のためには、気候変動の緩和に寄与する物品とサービスの供給を自由化する必要がある。予測可能で継続的に入手しやすい価格でのヘルスケア製品へのアクセスを世界的に確保することを目的に、医療品・医薬品・その他の医療関連製品の貿易を促進するためには、WTOがどのようなイニシアチブを発揮すべきかを検討し、関税の撤廃、輸出入に関する非関税障壁に対処していく必要がある。機能的で開放されたバリューチェーンを維持するために、透明性・サービス・投資促進策をさらに強化し、デジタル貿易に関する新しいルールを策定する必要がある。

また、柔軟な多国間主義を実現するため、複数国間協定が、WTOの枠組みの一部を形成しなければならない。

WTO加盟国の権利と義務のバランスを取る必要もある。各加盟国がその規模に見合った義務を負うべきであり、開発途上国に認められる柔軟性は、明白な必要性に基づいて定められたものでなければならない。市場アクセスについてのコミットメントが改善されたかについても評価されるべきである。

ルールが加盟国において適切に適用されていることを確認するため、透明性が確保され、貿易に関する懸念事項を友好的に解決できる能力を強化する必要がある。また、ルールの適切な施行を確保するために、二審制で、拘束力があり、かつ独立した紛争解決制度を回復させるための改革が必要である。

具体目標 2

新しい貿易・投資協定を通じて、また、既存の貿易・投資協定の実施と順守を監視および改善するための取り組みを通じて、欧州企業にビジネスの機会を創出する。
(既存の協定を履行し、EUの価値と利益を積極的に追求し、EUの権利を行使し、条件が整った場合には新しい協定を交渉することにより、EUの企業と労働者に向けた市場開放や機会創出を推進する。)

¹² Strategic Plan 2020-2024（欧州委員会）

https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/november/tradoc_159104.pdf

WTO の貿易自由化プロセスは、依然として EU 通商政策の中心であるものの、EU が他国・他地域と締結する FTA や投資協定は、貿易の自由化という点において WTO の規則を超えたものである。EU の新世代 FTA は、物品、サービス、デジタル貿易、知的財産、投資、公共調達、貿易に対する技術的障壁 (TBT)、衛生植物検疫 (措置 (SPS)、エネルギー・原材料、税関・貿易円滑化、競争政策 (補助金および国有企業を含む)、良い規制慣行を対象とし、さらに関税削減、サービスおよび公共調達市場へのアクセス、「非関税障壁」または不当な衛生障壁を削減または排除するための措置に関するコミットメントなども対象としている。投資の分野では、自由化という観点を超えて、通商総局は、投資の円滑化、および適切な場合には、投資の保護に関する交渉も行っている。さらに、通商総局は、持続可能な開発や人権保護への関連付けなど、EU の価値の観点から重要な分野も推進している。通商総局はまた、適切な場合には、二国間貿易交渉において動物福祉条項を提案する。2020 年から 2024 年の期間に締結される新しい貿易協定は、中小企業 (SME) に特に焦点を当てるだけでなく、気候変動に関するパリ協定についての具体的な明記を含め、労働者の権利と環境に関して法的拘束力のあるコミットメントを含むものとなる。

交渉が終了次第、欧州議会の同意を得た後、EU 理事会 (閣僚理事会) が協定を批准する必要がある。両機関の積極的な合意がなければ、これらの協定は発効することができない。

EU は現在、世界中の国や地域との交渉を進めている。これには政治合意済みで、締結前に法的な精査と最終決定が行われている段階にある交渉や、交渉会合が開始または進行中の交渉が含まれる。通商総局は、引き続きこれらのアジェンダを推し進め、新しい機会の可能性を検討している。

具体目標 3

既存の貿易救済措置を最大限に活用し、新しい手段を考案し、EU または世界レベルでの既存のコミットメントの実施に焦点を当てることにより、EU の企業と市民を不公正な貿易と投資から保護する。

(相互に有益な貿易条件を追求し、EU 域内および第三国での不公正な競争と闘うことにより、公正で開かれた貿易を確保する。)

EU には、WTO の枠組みに沿った、独自の貿易救済手段に関する制度がある。欧州委員会は、この制度に基づき、必要に応じて、アンチダンピング措置や補助金相殺措置といった貿易救済措置を講じる。また、EU の生産者が即座に適応することのできない急激な貿易状況の変化など、必要な場合には、特定の製品の輸入に対して、セーフガード措置を講じる場合もある。

投資についても、EU は、EU 域外から EU への直接投資のスクリーニングの仕組みを設置する規則 2019/452 を採択し、2020 年 10 月から適用が開始されている。EU 加盟国と欧州委員会は、EU 域外からの特定の投資に関する安全保障上の懸念に対応している。

具体目標 4

欧州グリーン・ディール、労働、環境、ジェンダー、持続可能なサプライチェーンに関する国際的な取り組みへの遵守といった、EU の幅広い政策目標に効果的に貢献することにより、通商政策を持続可能なものとする。

(2030 年までの持続可能な開発目標 (SDGs) の達成、欧州委員会の欧州グリーン・ディールで概説されている気候変動、生物多様性の喪失、森林破壊、その他の関連する地球環境における優先事項への取り組みを含め、持続可能性に貢献するための貿易措置を展開すること、および、国際的に合意された労働基準と人権の遵守を促進すること。)

EU の通商政策は、社会的正義・人権の尊重・高い労働基準・高い環境基準と密接に関連付けながら、経済発展が進むことを目指している。EU は、通商政策が、EU の貿易・投資協定や、一般特惠関税制度 (GSP) などの開発途上国に対する特別なインセンティブ施策、EU 紛争鉱物規則などの貿易・開発政策を通じて、持続可能な開発の促進に貢献するよう努めている。2011 年以降の EU の貿易・投資協定には、貿易と持続可能な開発 (TSD) に関する規定が含まれており、EU は、貿易相手国と EU 自らに対して、以下のことを求めている。

- ・労働および環境に関する国際的な基準や条約に従う。
- ・環境法および労働法を効果的に施行する。
- ・貿易や投資を奨励するに際し、環境法または労働法から逸脱しないことにより、「底辺への競争」を防止する。
- ・木材や魚類などの天然資源の持続可能な貿易を促進する。
- ・絶滅危惧種の動植物の違法取引と闘う。
- ・気候変動への取り組みを支援する貿易を奨励する。
- ・企業の社会的責任や責任ある企業行動などの慣行を促進する。
- ・貿易と持続可能な開発に関する規定の実施に、市民社会の関与を求める。

とりわけ気候問題に関しては、パリ協定の目標を達成するべく、気候に優しい技術 (物品およびサービス) について、貿易と投資を促進する二国間および多国間の貿易手段を活用し、また FTA の中に、貿易と持続可能な開発に関する章を設けている。

具体目標 5

EU の通商政策がオープンで包括的かつ透明な方法で追求されることを確保することにより、EU の通商政策の受容と理解を向上させる。

(通商政策に関する市民の懸念に対応するため、欧州議会、EU 理事会（閣僚理事会）、市民社会との関与を増やし、より良い意思疎通を図る。)

欧州委員会は、正当性と市民からの信頼を高めるために、通商政策の透明性を高めることを約束している。

通商総局は、欧州議会、EU 理事会（閣僚理事会）、利害関係者、および一般市民に対して最高レベルの透明性と意思疎通を確保する。通商政策に関する最新情報を、わかりやすい表現でウェブサイトに掲載し、プレスリリース、ニュース、ファクトシートを公開し、5 万人近くのフォロワーがいるツイッター（Twitter）などソーシャルメディアを積極的に活用する。また、通商総局は、様々な通商政策の進捗状況について市民社会と対話するための機会を定期的に設ける。

通商交渉に関しては、通商総局は、各ラウンドの交渉の前後に欧州議会に対して定期的な報告を行う。また、市民社会や利害関係者と協議の場を設け、様々な段階で文書を公開し、ウェブサイト上で分かりやすい情報を提供する。また、ソーシャルメディアを利用して、一般市民と利害関係者に政策の進展について情報提供をする。

市民社会への働きかけのもうひとつの重要な要素は、主要な交渉と並行して実施される持続可能性影響評価（SIA）プロセスである。

これらの措置は、EU の通商政策が透明で包括的であることを確保し、EU の世界における主導的な地位をさらに強化するものとなる。

長引く WTO 危機と保護貿易主義の傾向、および世界的な貿易と投資の減速にもかかわらず、EU の貿易協定は、絶えず、物品とサービスと投資の公正な貿易を促進し、国際ルールの枠組みを固め、持続可能性にかかる目標を推進し、EU の産業政策の国際的側面に貢献してきた。このことはさらに、EU 経済の減速をもたらすと予想されている新型コロナウイルスの世界的な感染拡大からの回復に、本質的な貢献をすることが期待されている。特に、EU の貿易協定は欧州のサプライチェーンの多様化を補強している。デジタル貿易を促進し、多国間主義とより広範な持続可能性の課題について、EU の貿易相手国との関与を深めるための基盤となる。これらの協定の効果的な実施と執行の改善は、他の EU 機関、EU 加盟国、利害関係者および市民社会と緊密に連携して、新しい首席貿易執行官が主導することとなる。

2. EU の発効済み FTA の概況及び履行状況

(1) 日 EU 経済連携協定 (日 EU・EPA)

① EU にとっての日本

EU にとって日本は、中国に次いでアジアで 2 番目に大きな貿易相手国である。物品の輸出入では 7 番目に大きい貿易相手国となっている。EU と日本を合わせると世界の GDP の約 4 分の 1 となる。EU の日本からの輸入は主に工業製品、EU の日本への輸出は工業製品に加えて食品や飲料が多数を占めている。2009 年から 2019 年の期間で見ると、日本との物品貿易は輸出入とも増加している。また、日本とのサービス貿易総額は、日本との物品貿易総額の 35% に相当する¹³。

② 協定の概要

日 EU 経済連携協定 (日 EU・EPA) は、EU が締結した自由貿易協定 (FTA) の中でも野心的な FTA である (表 1 参照)。サービス貿易・投資の自由化・電子商取引に加えて、国有企業・補助金、知的財産、規制協力などの高いレベルのルール構築が行われた。EU が締結した貿易協定で初めて企業統治 (コーポレート・ガバナンス) に関する条項が含まれた。自由で公正なルールに基づく、21 世紀の経済秩序のモデルであり、日 EU 双方の貿易・投資が促進されることが期待されている。投資の章については、投資保護基準と投資紛争解決についての議論がまとまらなかったために、EPA から切り離され、別途、日 EU 投資協定を締結するべく、EPA の枠組みの外で交渉が継続されている。

¹³ Countries and regions - Japan (欧州委員会)

<https://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/countries/japan/>

表 1.日 EU・EPA の概要

発効状況	2019年2月1日 発効
関税削減範囲	EU：最終的に99%撤廃。工業製品は100%撤廃 日本：最終的に94%撤廃。工業製品は100%撤廃
原産地規則	品目別規則：HSコード毎にそれぞれ関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準、が定められている。
	原産地証明：自己申告制度が導入された。輸出者がインボイス又はその他の商業文書上に原産地申告文を記載する、あるいは輸入者の知識に基づいて税関へ特惠待遇の要求を行う形を採る。EUへの輸出時は、REXシステム（EUの登録輸出事業者システム）に登録済みの輸出者が申告文を作成することができる。総額6,000ユーロを超えない貨物の場合は登録輸出者でない輸出者による自己申告も可能。
	累積規定：完全累積（日本又はEUの原産材料＋日本又はEUで行われた非原産材料に対する生産工程の累積までを含める）を採用。第三国累積（協定締結国以外の第三国も累積対象）は、特定の自動車部品に限定して一定条件を満たした場合のみ認められる。
	積送基準：第三国の税関監督下で蔵置が可能。ラベル・帳票等の表示等のための作業を許容。輸入国税関から積送要件充足の証拠も求められた場合、運送書類等の民間書類での立証で足りる。
関税以外の適用領域	税関・貿易促進、サービス貿易・投資の自由化・電子商取引、政府調達、競争政策・補助金・国有企業、知的財産・地理的表示（GI）、衛生植物検疫（SPS）、貿易の技術的障害（TBT）、貿易及び持続的開発（TSD）、中小企業（SME）、企業統治など。

出所：欧州委員会資料、日 EU・EPA テキストを基に作成。

③協定の履行状況

協定を着実に履行するための仕組みとして、日 EU・EPA では合同委員会（Joint Committee）、その下に専門委員会（Specialised Committee）、さらに専門委員会の下に作業部会（Working Group）が設置されている。合同委員会は日 EU・EPA が適正かつ効果的に運営されるよう、日本の閣僚級の代表者と欧州委員会の委員、またはそれぞれの代表者が共同議長を務め、原則として年1回開催される。また、専門委員会と作業部会も原則として年1回開催される。

これまでの日 EU・EPA における合同委員会、専門委員会・作業部会の活動状況の概要に

についてはジェトロの2020年3月24日付地域分析レポートを参照のこと¹⁴。ここでは、それ以降の履行状況を以下のとおりまとめた（表2参照）。

表2. 合同委員会・専門委員会・作業部会の活動状況（2020年1月以降）

合同委員会	第2回（2021年2月1日）
<u>専門委員会</u> 設置された全ての専門委員会で1回目の委員会を実施済	
(a)物品の貿易に関する専門委員会	第2回（2020年12月10日）
(b)原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会	未実施（第1回：2019年10月28～30日）
(c)衛生植物検疫措置（SPS）に関する専門委員会	第2回（2020年12月9日、11日）
(d)貿易の技術的障害（TBT）に関する専門委員会	第2回（2021年2月17日）
(e)サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会	第2回（2021年2月12日）
(f)政府調達に関する専門委員会	第2回（2021年2月10日）
(g)知的財産に関する専門委員会	未実施（第1回：2019年11月28日）
(h)貿易及び持続可能な開発（TSD）に関する専門委員会	第2回（2021年1月26～27日）
(i)規制協力に関する専門委員会	第1回（2020年1月20日）
(j)農業分野における協力に関する専門委員会	第2回（2021年2月9日）
<u>作業部会</u> いずれも物品の貿易に関する専門委員会の下に設置されている。 協定では、衛生植物検疫措置、貿易の技術的障害、規制に関する協力に関する各専門委員会の下で特別作業部会、合同委員会の下で動物の福祉に関する技術作業部会を設置可能	
ぶどう酒に関する作業部会	第2回（2020年12月15日）
自動車及び部品に関する作業部会	未実施（第1回：2019年11月11日）

出所：欧州委員会、外務省資料を基に作成。

¹⁴ 2020年3月24日付地域・分析レポート「深化を続ける日EU・EPA（1）」
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2020/23bd5a04b28be668.html>

・合同委員会（第2回）：

2021年2月1日に、テレビ会議形式で第2回会合が行われた。まず、日EU・EPAの効果的な運用を確保するための議論が行われた。また、本協定の保護対象となる地理的表示（GI）を日本側、EU側それぞれ28件ずつ追加するための改正を採択した¹⁵。このほかにも、自動車及び部品関連の国連規則の適用状況を踏まえ、ハイブリッド車や水素燃料電池自動車などのグリーン技術車の輸出手続きの一部規制の簡素化などの改正を採択した。これにより、当該技術に関して、輸出前に輸出国当局により安全基準への適合性証明書が発行されている場合、輸入国当局の適合検査を受ける必要がなくなる。さらに、協定第8.81条におけるデータの自由な流通に関する規定を追加するかについて、予備的協議を行うことで一致したほか、気候変動対策技術などの環境に配慮した成長など、今後の協力における優先事項についても議論された¹⁶。

・物品の貿易に関する専門委員会（第2回）：

2020年12月10日に、テレビ会議形式で第2回会合が行われた¹⁷。まず、2019年と2020年の日EU間の貿易の進展状況について意見を交換したあと、貿易データの交換について実施スケジュールを確認した。日EUは協定第2.32条に基づいて貿易データを年次で交換している。EUレベルで集計されたデータは2021年4月に2回目の交換が行われ、2021年6月にEU加盟国レベルでデータを交換する。また、企業と関連当局の間での認識向上活動が重要との指摘があり、中小企業への本協定による利益創出の支援を含め、行動計画について情報を交換した。

・衛生植物検疫措置（SPS）に関する専門委員会（第2回）：

2020年12月9日と11日にテレビ会議形式で第2回会合が行われた。第1回会合のフォローアップ、協定第6章（SPS関連）に関する前回会合以降の履行状況の確認を行うとともに、衛生植物検疫措置における日EU双方の関心事項について意見を交換した¹⁸。

・貿易及び持続可能な開発（TSD）に関する専門委員会（第1回、第2回）：

2020年1月29～30日に実施された初回会合では、対象となる多国間環境協定（MEAs：Multilateral Environmental Agreements）の実施に関する最新情報、貿易と環境の様々

¹⁵ 日EU・EPA合同委員会第2回会合の開催（結果）（外務省）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000415.html

¹⁶ The EU and Japan trade deal celebrates second anniversary by further strengthening ties（欧州委員会）

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_21_31

¹⁷ Joint Minutes of the 2nd Meeting of the Committee on Trade in Goods under the Agreement https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2021/january/tradoc_159246.pdf

¹⁸ 日EU・EPA衛生植物検疫措置（SPS）に関する専門委員会第2回会合の開催（結果）（外務省）https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page24_001220.html

な課題の進捗状況について議論を交わした。その中には、気候変動に焦点を当てた MEA に関する情報交換、貿易および気候関連の協力に関する議論も含まれている。また、貿易と労働に関して、主要な ILO 条約の批准と履行状況、それに関連する今後の協力活動についても議論を行った¹⁹。また、貿易及び持続可能な開発に関する市民社会との共同対話が 2020 年 1 月 31 日に初めて開催され、日本政府と欧州委員会の代表者が、日本と EU の市民団体と、貿易と持続可能な開発、環境、労働といったテーマについて意見を交換した²⁰。2021 年 1 月 26～27 日には第 2 回会合がテレビ会議形式で開催され、双方が協定を着実に実施していることを確認した。

・規制協力に関する専門委員会（第 1 回）：

2020 年 1 月 20 日にテレビ会議形式で初回会合を実施した。同専門委員会の範囲と機能を確認するとともに、他の専門委員会や「日・EU 協力フォーラム」で議論された協力活動の概要についても、フォローアップをすることが重要という点で一致した。また、協定第 18.6 条に規定された「計画中の規制措置に関する早期の情報」の交換の実施を確かなものにするために、双方の慣行に関する情報を提供した²¹。

・ぶどう酒に関する作業部会（第 2 回）：

2020 年 12 月 15 日にテレビ会議形式で第 2 回会合が行われた。主に協定第 2.25 条から第 2.29 条に基づく日 EU 双方の醸造法の承認の進捗状況等について意見交換を行った²²。日本は、EU で承認されている醸造法を承認したことを、EU に通知した。これにより、日本と EU のワインの醸造法に関するワインの基準はより近いものとなった。

また、欧州委員会は、日 EU・EPA の履行状況と日本側の協定の履行状況を評価する目的で、2020 年 8 月に EU-Japan EPA Progress Report (2019 年 2 月 1 日 – 2020 年 1 月 31 日) を公表している²³。日 EU・EPA の発効 1 年目の成果として次の内容が挙げられている。なお、未解決の問題としては、衛生植物検疫措置（第 6 章、SPS）における鳥インフルエンザやアフリカ豚熱の発生指定地域決定の相互承認や、政府調達（第 10 章）における EU 企業の国・地方自治体レベルの政府調達への市場アクセスの確保に向けた日 EU・EPA の履行状況の監視が挙げられている。

¹⁹ Joint Minutes of the 1st Meeting of the Committee on Trade and Sustainable Development https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/march/tradoc_158664.pdf

²⁰ Summary of the 1st Joint Dialogue with Civil Society under Chapter 16 (Trade and Sustainable Development) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000563953.pdf>

²¹ Joint Minutes of the First Meeting of the Committee on Regulatory Cooperation https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/march/tradoc_158667.pdf

²² 日 EU・EPA ぶどう酒に関する作業部会第 2 回会合の開催（結果）（外務省）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page23_003245.html

²³ EU-Japan EPA Progress Report (1 February 2019 - 31 January 2020)（欧州委員会）
https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/november/tradoc_159026.pdf

・自動車（第2章）：

自動車及び部品に関する作業部会は、車両製造に関する国内・域内規制のさらなる調和に向けて取り組むことを決定した。具体的には、協定付録 2-C-1 に含まれる国連規則のリストに国連規則 No. 53、85、145、146 を追加する。

・原産地規則および通関手続（第3章・第4章）：

原産地申告手続の簡素化、これらの手続に関する利用者にわかりやすいガイドラインの提供、日 EU の税関当局と利害関係者との間の直接的な連絡経路の確立が、進展があった分野として挙げられている。

・地理的表示（GI）（第14章）：

日本は協定発効日に EU 産農産物についての 71 件の地理的表示（GI）とアルコール飲料についての 139 件の地理的表示（GI）を保護するための法的措置を講じた。日 EU は、本協定へ新しい地理的表示（GI）を追加することについての議論を継続することに合意している。なお、第 2 回合同委員会で、日本側と EU 側がそれぞれ 28 件ずつの新しい地理的表示（GI）を追加することが採択された。

・貿易と持続可能な開発（第16章）：

（貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会（第1回）の説明を参照）

原産地規則および通関手続については、本協定発効後、自己申告制度を中心に事業者から上がってくる実務上の疑問・課題について、日 EU 当局が協議した。本協定に基づき、2019 年 6 月 26 日に「日 EU・EPA 原産地規則および税関に関連事項に関する専門委員会」の第 1 回会合が開催された。同会合で合意された採択文書により、日 EU 双方がアクション・リストを実施し、本協定のより円滑かつ効率的な実施を促進することが合意された²⁴。採択文書は、日本側、EU 側がそれぞれ税関運用の改善に向け一定の事項を約束する内容となっており、その結果、共通のガイダンスとして 2019 年 12 月に日 EU 当局がそれぞれ公表した^{25 26}。2020 年 2 月には日本関税協会、駐日欧州連合（EU）代表部などの共催で開催された「日 EU・EPA 発効 1 周年セミナー」での質問に対する駐日 EU 代表部による書面回答²⁷が

²⁴ 2019 年 6 月 26 日開催「日 EU・EPA 原産地規則および税関に関連事項に関する専門委員会」の第 1 回会合採択文書（外務省）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000565084.pdf>

²⁵ 日 EU・EPA 自己申告及び確認の手引き（財務省関税局・税関）

https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_eu.pdf

²⁶ EU-Japan EPA Guidance Statement on Origin（欧州委員会）

https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/eu-japan-epa-guidance-statements-on-origin.pdf

²⁷ 『日・EU EPA 発効 1 周年記念セミナー』質疑応答について（日本関税協会）

https://www.kanzei.or.jp/info/eu-japan_epa1stanniversary.htm

Q&A 形式で提供されるなど、EU への輸入時の手続についても積極的に発信されている。

また、特定の問題に優先的に対処するための日本 EU 間のホットラインと、事業者からの質問を受け付ける意見箱が設置されている^{28 29}。

④日 EU 投資交渉（投資保護基準と投資保護紛争解決）の状況

日 EU・EPA の交渉の中で、投資家と投資受け入れ国の間に生じた投資紛争の解決手続として、日本は投資家対国家の紛争解決制度（ISDS）を提案している。一方、EU は EU カナダ経済貿易協定（CETA）で導入済みの投資裁判所制度（ICS: investment court system）を提案している^{30 31}。

近年 EU が締結している貿易協定と同様に、日 EU・EPA も投資保護規律と投資紛争解決手続を切り離して自由貿易協定を発効させ、投資については、日 EU 投資交渉会合として交渉を進めている。2018 年 4 月 26 日に日 EU 投資保護に関する事務的協議を行い、今後の日 EU 投資交渉の進め方を協議した。2018 年 7 月 9～11 日に日 EU 投資交渉会合（第 1 回）を開催した。今後の日 EU 投資交渉の進め方について協議し、交渉の早期妥結に向けて引き続き協議していくことで一致した。2019 年 3 月 20 日に開催された日 EU 投資交渉会合（第 2 回）では、実体規定（投資保護規律を含む）、紛争解決手続規定等について意見交換を行った³²。

（2）EU カナダ経済貿易協定（CETA）

①EU にとってのカナダ

2018 年の EU とカナダ間の物品貿易額は 723 億ユーロだった。EU は、カナダにとって米国に次いで 2 番目に大きな貿易相手国であり、2018 年にはカナダにおける海外との物品貿易の 10% を占めた。EU の対外貿易に占めるカナダの割合は、2018 年には約 2% であった。EU とカナダが 2018 年に相互に輸出した製品の上位 3 カテゴリーは、機械（EU のカ

²⁸ 日 EU・EPA の税関手続の簡素化についてのご意見・ご要望（税関）

https://www.customs.go.jp/roo/origin/question_jpeu.html

²⁹ International Customs Co-operation and Mutual Administrative Assistance Agreements – Japan（欧州委員会）

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/international-affairs/international-customs-cooperation-mutual-administrative-assistance-agreements/japan_en

³⁰ 日 EU 経済連携協定（日 EU・EPA）の大枠合意について（財務省）

https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/201709/201709g.html

³¹ Bilateral trade deal with Japan - largest to date for EU（欧州議会）

[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2019/633164/EPRS_BRI\(2019\)633164_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2019/633164/EPRS_BRI(2019)633164_EN.pdf)

³² 日 EU 投資交渉（外務省）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page25_001592.html

ナダへの輸出の 25.6%、EU のカナダからの輸入の 24.3%)、化学製品および医薬品 (EU の輸出の 16.2%および輸入の 9.1%)、輸送機器 (EU の輸出の 15.6%と輸入の 7.0%) である。2017 年の EU カナダ間のサービス貿易額は 349 億ユーロだった。主なサービスとしては、輸送、旅行、保険、通信サービスが挙げられる³³。

②協定の概要

EU カナダ経済貿易協定 (CETA) は、EU が西側先進国と締結した最初の包括経済協定で、EU で最も野心的な協定のひとつである (表 3 参照)。EU カナダ間の貨物・サービス・投資の増加を狙い、サービス貿易や投資など様々な領域をカバーしている。欧州委員会は当初、CETA を EU の排他的権限である共通通商政策に基づく協定として想定しており、よって EU 理事会 (閣僚理事会) と欧州議会の批准のみで足りると考えていた。しかし、一部の加盟国政府や加盟国議会から、CETA には EU の排他的権限だけでなく、EU と加盟国の共有権限である投資関連の規定なども含まれていることから、EU 理事会と欧州議会に加えて、全加盟国の批准も必要であるとの主張がなされた。これを受け、欧州委員会は CETA を排他的権限だけでなく、共有権限も含む協定として、全加盟国の批准を求める方針に転換した。そのため、全加盟国が批准を完了するまでは、共有権限に当たる投資関連の規定を除いた部分が、暫定適用されている。

³³ Countries and regions - Canada (欧州委員会)

<https://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/countries/canada/>

表 3. EU カナダ経済貿易協定 (CETA) の概要

発効状況	2017年9月21日 暫定適用開始 カナダは批准済。EUは27カ国中16カ国が批准済。 投資裁判所など一部条項はEU全加盟国の批准完了後(正式な発効後)に適用される。
関税削減範囲	EU:最終的に99%撤廃。工業製品は100%撤廃 カナダ:最終的に98.6%撤廃。工業製品は100%撤廃
原産地規則	品目別規則:HSコード毎にそれぞれ関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準が定められている 原産地証明:協定国が定義するインボイスその他商業書類上に、協定で定められた申告文を記載することで行う原産地申告による。EU輸出時は、REXシステム(EUの登録輸出事業者システム)に登録済の輸出者が申告文を作成することができる。総額6,000ユーロを超えない貨物の場合、登録輸出者でない輸出者による自己申告も可能。 累積規定:完全累積(EUカナダの原産材料+EUカナダで行われた非原産材料に対する生産工程の累積までを含める)。 第三国累積については、EU・カナダ双方とFTAを締結している第三国、また、EUとカナダがそれぞれ米国とFTAを締結した場合には、別途、EU・カナダ間で第三国累積につき合意することを条件に、適用できると規定している。 積送基準:EU、カナダ以外の非締約国を経由する際も、実質的な加工を加えておらず、当該非締約国税関の管理下に置かれていれば、原産性は失われていないとみなされる ³⁴ 。
関税以外の適用領域	貿易に関わるサービス、投資、税関・貿易促進、知的財産・地理的表示(GI)制度、衛生植物検疫(SPS)、貿易の技術的障害(TBT)、貿易及び持続的開発(TSD)、競争政策・補助金・国有企業、政府調達、専門資格の相互承認、金融サービス、国際海運輸送、通信、電子商取引、規制協力など

出所:欧州委員会資料を基に作成

③協定の現状(実施後の経済効果など)

暫定適用が開始された初年度(2017年10月~2018年7月)の統計では、EUからカナダへの輸出額は前年比で7%以上増加している³⁵。2019年は、EUカナダ間の物品とサービ

³⁴ CETA Protocol on rules of origin and origin procedures Article 14
<http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10973-2016-ADD-6/en/pdf>

³⁵ One year on: EU-Canada trade agreement delivers positive results (欧州委員会)
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_18_5828

スの貿易は引き続き拡大し、貿易額は 920 億ユーロに達した。2015 年~2017 年の平均が年間 739 億ユーロであった CETA 暫定適用前の貿易額と比較して 24.5%増加している。工業製品の中でも機械と医薬品は 2018 年と比較して EU の輸出額で最も大きな伸びを記録しそれぞれ 15%と 18%増加した³⁶。

欧州委員会のデータ (EU Preference Utilisation on EU imports/on EU exports³⁷) によれば、金額ベースでの FTA 利用割合 (FTA 利用率 (FTA 利用実績/FTA 利用可能貨物の輸入額)) は、カナダから EU 向け輸出で 2018 年は 52%、2019 年は 54%、EU からカナダ向けの輸出で 2018 年は 38%、2019 年は 48%と、着実に伸長している (表 4 参照)。

表 4. 2018 年/2019 年 CETA 利用割合 (金額ベース)

	カナダ⇒EU		EU⇒カナダ	
	2018 年	2019 年	2018 年	2019 年
全貨物	52%	54%	38%	48%
4 類 (食料品、飲料、アルコールなど)	80%	88%	68%	76%
6 類 (化学品、医薬品など)	63%	70%	51%	53%
7 類 (プラスチック製品、ゴム製品)	54%	58%	59%	65%
11 類 (繊維、衣料)	57%	62%	54%	57%
12 類 (履物、帽子など)	18%	17%	65%	72%
16 類 (機械類、電気機器)	27%	34%	45%	56%
17 類 (輸送機器)	31%	24%	14%	27%

出所：欧州委員会公表資料を基に作成。

一方で、EU からカナダ向け輸出の FTA 利用割合は、CETA 利用が可能な貨物の 4 割を占める自動車・自動車部品の FTA 利用割合が 26%と低いことに影響を受けている。自動車業界は、その理由として、CETA の暫定適用開始からあまり時間が経っておらず、サプライヤーからの必要なデータ取得のための IT システム導入に時間を要していることを挙げた。その他に、カナダ側の関税が比較的低いことも挙げた。ただし、最大 3 年の遡及申請が可能であることから、今後遡及申請を行う予定であるとした。また、繊維・衣料の FTA 利用割合は、それぞれ 2018 年の 53%、50%から 2019 年にはそれぞれ 61%、53%に上昇している。欧州委員会は CETA の利用向上に向けて専門的なガイダンスの提供を継続しており、2019 年 9 月には、衣料等に関する CETA の原産地規則ガイドを公開した³⁸。

³⁶ 2020 年版「EU 貿易協定の履行状況に関する年次報告書」(欧州委員会)

https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/november/tradoc_159039.pdf

³⁷ Negotiations and agreements -Additional information on tariff preferences (欧州委員会)

<https://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/negotiations-and-agreements/>

³⁸ 2019 年版「EU 貿易協定の履行状況に関する年次報告書」付属文書

④協定の履行状況

2021年1月末時点で、CETAは暫定適用が継続している。CETAの正式な発効にはカナダとEU全加盟国（27カ国）が批准する必要があるが、批准手続きが完了したEU加盟国は15カ国³⁹にとどまっている。EU理事会は2016年10月28日に暫定的な適用に関する決定を採択した⁴⁰。これは投資裁判所制度に関する条項など主に投資に関連する条項を除いてCETAの大半の条項を暫定適用するもので、2017年9月21日に暫定適用を開始した。

交渉が事実上凍結しているEUと米国間の包括的貿易投資協定（TTIP）などのFTAにおいて、投資家対国家の紛争解決（ISDS）制度の規定は、投資対象権益を所管する国・地域との間に発生した紛争を、第三者仲裁機関に付託する権利を認めている。この点について、制度乱用による国家の規制権限の侵害を懸念する声が上がった。それに対する欧州委員会の提案が投資裁判所制度（ICS）である。

CETAは投資裁判所制度の導入を通じて、投資家対国家の紛争解決（ISDS）制度に関連する懸念を緩和しようとしている。投資裁判所制度がEU法に適合しているかどうかを疑問視する指摘に対しては、EU司法裁判所（CJEU）は2019年4月30日付の意見（Opinion）にて、CETAの投資規定がEU基本法に適合しているとの結論を出している。現在未適用の投資に関連する条項は、CETAが正式発効する時点で適用開始される。

本協定を着実に履行するための仕組みとして、CETAでは合同委員会（Joint Committee）、その下に専門委員会（Specialised Committee）が設置されている。合同委員会はCETAが適正かつ効果的に運用されることを確保するため、カナダの通商相と欧州委員会の通商担当委員、またはそれぞれの代表者が共同議長を務め、原則として年1回開催される。専門委員会も原則として年1回開催される。

専門委員会は、物品貿易（傘下に農業、ワイン・スピリッツ）、サービス・投資、税関協力、衛生植物検疫（SPS）措置、政府調達、金融サービス、貿易及び持続可能な開発（TSD）、専門資格の相互承認、地理的表示（GI）の11委員会から構成される。この他に、医薬品に関する合同セクターグループ（Joint Sectoral Group）、2つのフォーラム（市民社会、規制協力）、6つの二者間対話（林産品、原材料、科学・技術・研究・イノベーション、バイオテクノロジー市場へのアクセス問題、自動車の関連の規制、電子商取引）が設置されている。

https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/november/tradoc_159048.pdf

³⁹ 2021年1月時点で批准を完了したEU加盟国はオーストリア、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スペイン、スウェーデン

⁴⁰ EU-Canada trade agreement: Council adopts decision to sign CETA（EU理事会）
<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2016/10/28/eu-canada-trade-agreement/>

こうした 20 の組織で共通利益分野における協力を強化している⁴¹。

欧州委員会は、2019 年の進展事項として、チーズの関税割当の機能改善、ワイン・スピリッツの差別的慣行の改善、EU 産ワインに適用されるサービスチャージの引き下げを挙げている。

(3) EU シンガポール自由貿易協定 (EUSFTA)

① EU にとってのシンガポール

シンガポールは、EU の 14 番目に大きい物品貿易の相手国であり、東南アジア諸国連合 (ASEAN) の中で最大の貿易相手国である。EU-ASEAN 間のサービスを含めた貿易の約 3 分の 1 弱、投資の約 3 分の 2 をシンガポールが占めている。また、シンガポールは、欧州にとってアジアにおける主要な投資先である。1 万社を超える EU 企業がシンガポールに拠点を設立しており、南太平洋全体にサービスを提供するハブとして利用されている。さらに、シンガポールは、日本と香港に次いでアジアで 3 番目に大きい EU への投資国となっている。EU とシンガポール間の外国直接投資残高は約 3,340 億ユーロ (2017 年) であり、急速に拡大している⁴²。

② 協定の概要

EUSFTA は、EU が初めて ASEAN 加盟国と締結した FTA である。EU は「新世代」の貿易協定としており、主に EU 側の関税撤廃に加えて、サービス貿易、電子商取引、政府調達、知的財産など物品貿易以外の様々な領域をカバーしている (表 5 参照)。本協定には当初、投資家対国家における紛争解決制度として投資裁判所制度 (ICS) に関する規定が含まれていたが、EU 司法裁判所 (CJEU) が 2017 年 5 月に、証券投資 (portfolio investment) と投資家対国家の紛争解決に関する規定が、EU と加盟国の共有権限であるとの意見書を発表したことから、本協定の正式な発効には EU 理事会 (閣僚理事会) と欧州議会だけでなく、全加盟国の批准が必要となった。そのため、本協定から当該規定部分を投資保護協定として切り分け、別々に締結された。FTA は、2019 年 11 月 21 日に発効しているが、投資保護協定に関しては、全加盟国の批准が済んでいないため、未だ発効していない。

⁴¹ CETA - Meetings and documents (欧州委員会)
<https://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1811>

⁴² Countries and regions - Singapore (欧州委員会)
<https://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/countries/singapore/>

表 5. EU シンガポール自由貿易協定 (EUSFTA) の概要

発効状況	2019年11月21日 発効 (投資保護協定は未発効)
関税削減範囲	EU: 協定発効時に 84%、5年かけて 100%撤廃 シンガポール: 協定発効時に 100%撤廃 (元々無税であったが、ビール、スタウト等一部除外品目の関税を撤廃)
原産地規則	品目別規則: HSコード毎にそれぞれ関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準、完全生産品である特定の原材料に対して行われる作業・加工、が定められている。
	原産地証明: 自己証明制度が導入された。原産地申告 (Origin Declaration) は輸出者がインボイスその他商業文書上に指定形式で原産地申告文を記載する形で行う。EUからの輸出では、認定輸出者による原産地申告が認められる。総額 6,000 ユーロを超えない貨物の輸出者による原産地申告も可能。シンガポールからの輸出では、個別企業登録番号 (Unique Entity Number) を持ち、原産地申告に関する条項を遵守する輸出者による原産地申告が認められる
	累積規定: 二国間累積を採用。協定国の原産品を相手国において加工した場合、当該加工が最低作業を超える工程であることを条件に、相手国の原産品として取り扱われる。 シンガポールでの加工における、一定条件を満たした ASEAN 加盟国原産品の累積規定も含まれている。
	積送基準: 第三国の税関監督下での蔵置が可能。ラベル・帳票等の表示等のための作業を許容。輸入国税関から積送要件充足の証拠も求められた場合、運送書類等の民間書類での立証で足りる ⁴³ 。
関税以外の適用領域	税関・貿易促進、投資自由化、政府調達、競争政策、知的財産・地理的表示 (GI)、貿易の技術的障害 (TBT)、衛生植物検疫 (SPS)、サービス貿易・電子商取引、貿易及び持続的開発 (TSD) など。

出所: 欧州委員会資料を基に作成

③協定の現状 (実施後の経済効果など)

欧州委員会が公開している FTA 利用状況のデータ (Preference Utilisation on EU

⁴³ EUSFTA Protocol 1 Concerning the definition of the concept of originating products and methods of administrative co-operation Article 13
[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22019A1114\(01\)&from=EN#page=657](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22019A1114(01)&from=EN#page=657)

imports/on EU exports⁴⁴)によれば、2019年のEUのシンガポールからの輸入額は155億3,674万ユーロ、そのうちFTA利用は1,304万ユーロであった。本協定は2019年11月21日に発効したため、2019年の協定適用期間は1カ月強に過ぎない。2020年以降は利用額が増えているものと見込まれる。2019年の金額ベースでのFTA利用割合をカテゴリー別で見ると、第8類（皮革製品、旅行用具、かばんなど）は76%、第4類（調製食料品、飲料、アルコールなど）は40%の一方で、第16類（機械類及び電気機器など）は1%など、利用割合に大きな差が見られる。シンガポールからの輸入額が多い加盟国で見ると、FTA利用率は、オランダ（7%）、ドイツ（20%）、ベルギー（2%）、フランス（2%）と大きく異なっている。

④協定の履行状況

協定を着実に履行するための仕組みとして、EUSFTAでは貿易委員会（Trade Committee）、その傘下に専門委員会（Specialised Committee）が設置されている。貿易委員会はEUSFTAの適切な運営を確保する責任があり、シンガポールの貿易産業相と欧州委員会の通商担当委員またはそれぞれの代表者が共同議長を務め、2年ごとに開催される。専門委員会は物品貿易、衛生植物検疫（SPS）措置、税関、サービス貿易・投資・政府調達の4委員会から構成される。専門委員会も2年ごとに開催される。

2021年2月時点で貿易委員会、専門委員会の開催状況はEUとシンガポールの公的サイトで確認されていない。貿易委員会・専門委員会以外では、2020年11月20日に貿易・持続可能な開発のフォーラム開催に向けた卓上会議を開催した⁴⁵。

⑤投資保護協定の内容

2018年10月に締結内容を合意したが、前述の通り発効していない。

EUの提案により、投資家対国家における紛争解決に関する条項を自由貿易協定と分けて投資保護協定として別個に締結している。投資保護協定は、主に投資保護と紛争解決から構成される。

また、投資紛争解決制度としてEUが近年の通商交渉で提案している投資裁判所制度（ICS）に基づく紛争解決手続きが導入される。この制度は、投資保護ルールの遵守を保証し、透明性の高い方法での投資家保護と公共政策目標の追求に関する締結国の権限の保護のバランスを取ることを狙いとしている。

2017年5月16日にEU司法裁判所（CJEU）が投資保護条項についてはEUと加盟国

⁴⁴ Negotiations and agreements -Additional information on tariff preferences（欧州委員会）
<https://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/negotiations-and-agreements/>

⁴⁵ First EU–Singapore Trade and Sustainable Development (TSD) Board Meeting to the TSD Public Stakeholders Forum
https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/november/tradoc_159089.pdf

が権限を共有しているとの意見書を公表したことから、発効には EU だけでなく各加盟国の批准も必要とされている。現在は各加盟国の批准手続中で、本協定の批准手続きが完了した EU 加盟国は 7 カ国⁴⁶にとどまっており、本協定は発効していない。協定発効と同時に、シンガポールと EU 加盟 12 カ国が締結している既存の加盟国とシンガポール間の投資協定は新協定に置き換えられる。

(4) EU ベトナム自由貿易協定 (EVFTA)

① EU にとってのベトナム

ベトナムは、EU の 17 番目に大きい貿易相手国であり、東南アジア諸国連合 (ASEAN) の中では 2 番目に大きい貿易相手国である。EU からベトナムには主に電気機械設備、航空機、車両、医薬品などのハイテク製品を輸出し、ベトナムから EU には主に電話機器、電子製品、履物、繊維・衣類品、食料品、家具などが輸出されている。ベトナムにおける EU からの 2017 年の対外直接投資残高は 61 億ユーロで、EU はベトナムにとり最大の投資相手のひとつとなっている⁴⁷。

② 協定の概要

EU がシンガポールの次に ASEAN 加盟国と締結した 2 つ目の貿易協定である (表 6 参照)。関税に加えて、サービス貿易、電子商取引、政府調達、知的財産など物品貿易以外の様々な領域をカバーしている。投資家対国家における紛争解決制度については、当初は FTA に盛り込まれていたが、EU シンガポールと同様に FTA と分けて投資保護協定として別個に締結された。

⁴⁶ 2021 年 1 月時点で批准を完了した EU 加盟国はチェコ、デンマーク、エストニア、ハンガリー、ラトビア、ルクセンブルク、スウェーデン

⁴⁷ Countries and regions – Viet Nam (欧州委員会)

<https://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/countries/vietnam/>

表 6. EU ベトナム自由貿易協定 (EVFTA) の概要

発効状況	2020年8月1日 発効 (投資保護協定は未発効)
関税削減範囲	EU : 71%が即時撤廃、残りも最長7年の段階的な削減期間を経て99%を撤廃 ベトナム : 65%が発効と同時に撤廃、その他も一部品目を除いて最長10年の段階的な削減期間を経て撤廃
原産地規則	品目別規則 : 双方で同じ規則が適用される。HSコード毎にそれぞれ関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準、完全生産品である特定の原材料に対して行われる作業・加工、が定められている
	原産地証明 : EU とベトナムでルールが異なる。EU からの輸出時は REX システム (EU の登録輸出事業者システム) に登録済みの輸出者のみ原産地申告が可能。ベトナムからの輸出時は商工省が発行する原産地証明書 (Movement certificate EUR.1) を取得する。EU ベトナムとも、総額 6,000 ユーロを超えない貨物は輸出者による原産地申告も可能 ⁴⁸
	累積規定 : 二国間累積を採用。協定国の原産品を相手国で加工した場合、当該加工が最低作業を超える工程であることを条件に、相手国の原産品として取り扱われる。 繊維・テキスタイル製品については、韓国産材料の累積、一部の水産加工製品については、EU と FTA 締結済みの ASEAN 諸国の原産材料の累積を認める条項を設けている。累積の適用には、ベトナムおよび韓国、あるいは当該 ASEAN 諸国が同 FTA 実施に必要な行政協力を行い、EU 側に通知することなどが条件となっている。
	積送基準 : 非締約国の税関監督下で蔵置が可能。非締約国の税関監督下でラベル・帳票等の表示等のための作業を許容。輸入国税関から積送要件充足の証拠も求められた場合、運送書類等の民間書類での立証で足りる ⁴⁹ 。
原産地規則 関税以外の 適用領域	税関・貿易促進、貿易の技術的障害 (TBT)、衛生植物検疫 (SPS)、知的財産・地理的表示 (GI)、投資の自由化・サービス貿易・電子商取引、政府調達、貿易及び持続的開発 (TSD)、競争政策など。ベトナムは非農産物の原産地表示として「Made in EU」を認める。

出所 : 欧州委員会資料を基に作成

⁴⁸ EU-Vietnam Free Trade Agreement (EVFTA) Guidance on the Rules of Origin (欧州委員会) https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/evfta-guidance.pdf

⁴⁹ EVFTA Protocol 1 Article 13 Concerning the Definition of the Concept of Originating Products and Methods of Administrative Cooperation <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2020:186:FULL&from=EN#page=1321>

③協定の現状（実施後の経済効果など）

2020年8月に発効したため、現時点で当該協定に関する統計データなど、発効後の経済効果を確認できる情報は限定的。協定発効時点のベトナム輸入時の関税撤廃状況は以下の通り⁵⁰（表7参照）。

表7. EVFTA の主な関税撤廃状況

機械類 電気製品	大半は協定発効時に関税撤廃。残りは5年後に関税ゼロ (現在の関税率は最大35%)
自動車 オートバイ	排気量150cc超のオートバイは7年後に関税ゼロ（現在の関税は75%）自動車は10年後に関税ゼロ（現在の関税は78%） 自動車部品は7年後に関税ゼロ（現在の関税は最大32%）
医薬品	約半分は発効時、残りは7年後に関税ゼロ（現在の関税率は最大8%）
織物	発効時に撤廃（発効前の関税率は12%）
化学品	70%近くが発効時、関税ゼロ（発効前の関税率は最大5%） 残りは3、5、7年後に関税ゼロ（現在の関税率は最大25%）

出所：欧州委員会資料を基に作成

ベトナムは現在、EUの一般特惠関税制度（GSP）の対象国である。2022年12月31日まではベトナム産品に対して一般特惠関税制度とEVFTAの特恵関税のいずれかを適用できる。2023年1月1日以降は、EVFTAの発効に伴い、一般特惠関税制度の適用対象から除外されることになる⁵¹。

④協定の履行状況

EVFTAの原産地に関するルールはEVFTA原産地に関する議定書（Origin Protocol）に規定されており、この議定書にはEU産品の原産地証明方法として3種類が記載されている。EUはベトナムに対して、2020年4月8日に即日施行でEU原産品の原産地宣誓をREXシステムに登録済みの輸出者のみ可能とし、EU加盟国当局が発行する原産地証明書と認定輸出者による原産地申告を認めないと通知した。なお、ベトナム原産品については、原産地に関する議定書ではベトナム当局が発行する原産地証明書と、認定輸出者または登録事業者による原産地申告が認められているが、後者は協定発効時点では未導入である。将

⁵⁰ EU-Vietnam Trade Agreement - MEMO（欧州委員会）
<https://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1922>

⁵¹ EU-Vietnam Free Trade Agreement (EVFTA) Guidance on the Rules of Origin（欧州委員会）
https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/evfta-guidance.pdf

来的には導入が予定されている⁵²。また、総額 6,000 ユーロを超えない場合には輸出者による原産地申告も認められる。

協定を着実に履行するための仕組みとして、EVFTA では貿易委員会 (Trade Committee)、その傘下に専門委員会 (Specialised Committee) と作業部会 (Working Group) が設置される。貿易委員会は EVFTA の適切な運用を確保する責任があり、ベトナムの産業貿易大臣と欧州委員会の通商担当委員、またはそれぞれの代理人が共同議長を務め、毎年開催される。専門委員会は物品貿易、税関、衛生植物検疫 (SPS)、投資・サービス貿易・電子商取引・政府調達、貿易及び持続可能な開発 (TSD)、作業部会は知的財産・地理的表示 (GI)、自動車・自動車部品から構成される。専門委員会と作業部会も原則として年に 1 回開催される。

2021 年 2 月時点で貿易委員会、専門委員会・作業部会の開催状況は EU とベトナムの公的サイトで確認されていない。

⑤投資保護協定

EU シンガポールと同じく、EU の提案を受けて自由貿易協定 (FTA) と分けて投資保護協定として別個に締結している。2019 年 6 月に FTA と同時に署名されたが、EU と加盟国が権限を共有する分野を含むことから、発効には EU では各加盟国の批准が必要となる。批准手続きが完了した EU 加盟国は 6 カ国⁵³にとどまっており、現時点では発効していない。

本協定には、投資家対国家の紛争解決制度 (ISDS) に代わる制度として EU が近年の通商交渉で提案している投資裁判所制度 (ICS) に基づく紛争解決手続きが導入されている。

(5) EU 英国通商・協力協定 (EU-UK TCA)

①協定の概要

EU が英国の EU 離脱に伴い英国と締結した通商・協力協定 (EU-UK TCA: EU-UK Trade and Cooperation Agreement) は、英国との経済的・社会的パートナーシップ、刑法・民法関連事項における法執行・司法協力のための新しい枠組み (市民の安全確保のための新たなパートナーシップ)、ガバナンスに関する水平的協定という 3 つの大きな柱から構成されている (表 8 参照)。

英国が 2020 年 1 月 31 日に EU から離脱した後、同年 12 月 31 日までは移行期間として従来通り EU 法が適用されていた。移行期間終了間際の同年 12 月 24 日に同協定は原則合

⁵² EU-Vietnam Free Trade Agreement (EVFTA) Guidance on the Rules of Origin 7 ページ (欧州委員会) https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/evfta-guidance.pdf

⁵³ 2021 年 1 月時点で批准を完了した EU 加盟国はチェコ、エストニア、ラトビア、スウェーデン、ルーマニア、ハンガリー

意に至り、貿易協定が締結されたため、移行期間終了後、同協定に基づく原産地手続を行うことで、EU・英国間での輸入時に通常の関税率（EU 対外共通関税・UK グローバルタリフ）が適用される事態は回避された。

原産地規則と原産地手続に関する規定は、日 EU ・EPA、日英 EPA と類似点の多い内容となっている。但し、英国側の草案に記載されていた日本など第三国を含む拡張累積は設定されていない。協定交渉の焦点の1つであった「公正な競争条件」（level playing field）について、英国規制の EU 規制への自動的連動、EU 司法裁判所の管轄権は協定に盛り込まれていない。

表 8. EU 英国通商貿易・協力協定（EU-UK TCA）の概要

発効状況	2021年1月1日 暫定適用開始 2020年12月30日に英国側の批准手続きは完了。EU側の批准手続き完了後に正式発効
関税削減範囲	関税撤廃率 100%（全品目で関税ゼロ、関税割当無し） EU や英国が他国・地域と締結する FTA と同様に、原産地規則を満たす場合のみ適用される
原産地規則	品目別規則：HS コード毎にそれぞれ関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準が定められている 原産地証明：自己申告制度が導入された。輸出者がインボイスその他商業文書上に指定形式で原産地申告文を記載する、あるいは輸入者の知識に基づいて税関へ特恵待遇の要求を行う形式を採用。EU からの輸出時は、REX システム（EU の登録輸出事業者システム）に登録済みの輸出者、あるいは総額 6,000 ユーロを超えない貨物の輸出者のみ自己申告が認められる。英国からの輸出時は、英国によって発行された GB で始まる事業者登録識別（EORI: Economic Operators Registration and Identification）番号の取得が必要である。 累積規定：完全累積（EU 又は英国の原産材料＋EU 又は英国で行われた非原産材料に対する生産工程の累積までを含める） 積送基準：非締約国の税関監督下で蔵置が可能。ラベル・帳票等の表示等のための作業を許容。輸入国税関から積送要件充足の証拠も求められた場合、運送書類等の民間書類での立証で足りる。
関税以外の適用領域（FTA 部分）	物品貿易、サービス・投資、デジタル貿易、知的財産・地理的表示（GI）制度、公共調達、中小企業（SME）、エネルギー、税の透明性、貿易の技術的障害（TBT）、衛生植物検疫（SPS）、公正な競争条件（競争政策・補助金、持続的開発）、金融サービス、航空・陸上輸送、社会保障の調整など。

出所：欧州委員会資料、EU-UKTCA テキストを基に作成

②原産地規則

EU や英国が他国・地域と締結する FTA と同様に、同協定の原産地規則に定められている原産品認定基準（①完全生産品②原材料のみから生産させる産品③品目別原産地規則（PSR：Product-Specific Rules of Origin）を満たす産品）のいずれかを満たす場合のみ、特惠関税を適用することができる。品目別原産地規則では、品目によって、関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準等の要件が規定されている⁵⁴⁵⁵。

関税分類変更基準： 非原産材料の類（CC：上 2 桁）、項（CTH：上 4 桁）、
号（CTSH：上 6 桁）における変更がある

付加価値基準： 非原産材料（MaxNOM）の割合が一定値以下

※MaxNOM の計算方式
$$\text{MaxNOM} (\%) = \frac{\text{VNM (非原産材料の価格)}}{\text{EXW (工場渡しの価格)}} \times 100$$

MaxNOM を使用する場合は、EU 又は英国原産材料及び生産コストを、本協定の原産材料として EU・英国間で累積することが認められている。ただし、EU・英国がともに FTA を締結している第三国の原産材料を本協定の原産地として累積すること（第三国累積）は認められていない。なお、本協定に関わらず、日英 EPA では EU 原産材料の累積が認められる。

電気自動車と電気自動車用バッテリーは 2027 年 1 月まで 3 段階で基準が変更される（表 9 参照）。

⁵⁴ EU-UK TCA 協定文

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/draft_eu-uk_trade_and_cooperation_agreement.pdf

⁵⁵ Guidance Rules of origin for goods moving between UK and EU（英国政府）

<https://www.gov.uk/government/publications/rules-of-origin-for-goods-moving-between-the-uk-and-eu>

表 9. EU-UKTCA における電気自動車とバッテリーに関する基準

	第1段階	第2段階	第3段階※
適用期間	発効日～ 2023年12月31日	2024年1月1日～ 2026年12月31日	2027年1月1日～
蓄電池 (8507)	CTSH (非原産セル・モジュールからバッテリーパックへの組立) or MaxNOM 70%	CTH (非原産正極活物質からの変更を除く) or MaxNOM 40%	CTH (非原産正極活物質からの変更を除く) or MaxNOM 30%
バッテリーセル、バッテリーモジュール (8507)	CTH or MaxNOM 70%	CTH (非原産正極活物質からの変更を除く) or MaxNOM 50%	CTH (非原産正極活物質からの変更を除く) or MaxNOM 35%
電気自動車 (87.02~87.04)	MaxNOM 60%	MaxNOM 55%	MaxNOM 45% 及び原産のバッテリーパック使用

※第3段階の品目別規則は、発効から4年目以降に、締約国からの依頼に応じて見直すことを検討する規定がある。

出所：欧州委員会資料、EU-UKTCA テキストを基に作成

③原産地手続

原産地証明については自己申告制度が採用された。日 EU・EPA や日英 EPA のように、輸出者がインボイスその他商業文書上に指定形式で原産地申告文を記載する、あるいは輸入者の知識に基づいて税関へ特恵待遇の要求を行う形式を採用。EU からの輸出時は、REX システム (EU の登録輸出事業者システム) に登録済みの輸出者、あるいは総額 6,000 ユーロを超えない貨物の輸出者のみ自己申告が認められる。英国からの輸出時は、貨物の価格に関わらず輸出者が作成する原産地申告文に GB で始まる事業者登録識別 (EORI) 番号の記載が必要である。

いずれの方法においても、特に非原産材料が使用されている場合、輸出者は原産性を証明するための要件や構成材料・部品の原産性に係る裏付け資料としてサプライヤー宣誓書の入手が必要になる。緩和処置として、2021年12月31日までは、原産地申告時点でサプライヤー宣誓書の提出は要求されないが、EU からの輸出の場合は、未提出分のサプライヤー宣誓書を 2022年1月1日までに取得する必要がある⁵⁶⁵⁷。

⁵⁶ Guidance Claiming preferential rates of duty between the UK and EU (英国政府)
<https://www.gov.uk/guidance/claiming-preferential-rates-of-duty-between-the-uk-and-eu>

⁵⁷ Commission Implementing Regulation (EU) 2020/2254
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020R2254&from=EN>

3. EU の政治合意済み貿易協定の論点整理

(1) EU 南米南部共同市場（メルコスール） 連合協定

①EU にとってのメルコスール

メルコスールは、2 億 6,000 万人以上の消費者がいる地域であり、EU 域外では第 5 位の経済圏で、年間 GDP は 2.2 兆ユーロの巨大市場である。EU にとっては、高関税と非関税障壁を伴う閉鎖的な市場でもある。EU の物品の輸出先として 450 億ユーロ相当 (2018 年)、また、EU のサービスの提供先としては 230 億ユーロ相当 (2017 年) の市場であり、6 万 500 社の EU の企業の物品・サービス貿易の対象となっている。さらには、EU の投資家の主要な投資先でもあり、2017 年の対外直接投資残高は 3,810 億ユーロに上る⁵⁸。

②交渉の経緯

1999 年 6 月 28 日に始まった EU とメルコスール 4 カ国（アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ）間の貿易協定の交渉は、途中、中断を挟んで 2010 年に交渉を再開した。その後、EU における牛肉の輸入増やメルコスール側の自動車産業分野の市場開放への懸念などから交渉は難航したが、2016 年に EU とメルコスールの双方から関税削減の提案を行ったことで大きく前進を見せた。そして 2019 年 6 月 28 日、EU とメルコスールは連合協定の一部として、野心的でバランスのとれた包括的な貿易協定に関する政治合意に達した。

⁵⁸ Negotiations and agreements EU-Mercosur Trade Agreement (欧州委員会)
<https://ec.europa.eu/trade/policy/in-focus/eu-mercotur-association-agreement/>

③協定の概要

表 10. EU 南米南部共同市場（メルコスール）連合協定の概要

交渉状況	2019年6月28日 合意
関税削減範囲	メルコスール側： 品目ベース 91%（金額ベース 91%）を最長 10 年かけて撤廃 （特別な取り扱いのセンシティブ品目については、最長 15 年） EU 側： 品目ベース 95%（金額ベース 92%）を最長 10 年かけて撤廃
原産地規則	品目別規則：HS コード毎にそれぞれ関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準が定められている。 原産地証明：自己申告制度を導入。輸出者がインボイスその他商業文書上に指定形式で原産地申告文を記載する。申告文には、別途定めのない限り、輸出者の手書きのサインが必要。EU からの輸出時は、REX システム（EU の登録輸出事業者システム）に登録済の輸出者、あるいは総額 6,000 ユーロを超えない貨物の輸出者のみ自己申告が認められる。 累積規定：原材料の累積のみを認める（生産行為の累積も含める完全累積ではない）。 積送基準：非締約国の税関監督下で蔵置が可能。ラベル・帳票等の表示等のための作業を許容。輸入国税関から積送要件充足の証拠も求められた場合、運送書類等の民間書類での立証で足りる。
関税以外の適用領域	税関・貿易円滑化、衛生植物検疫（SPS）、貿易の技術的障害（TBT）、貿易の技術的障害（TBT）、保護貿易的措置、サービス貿易、政府調達、競争政策・補助金、国有企業、知的財産、資本移動、貿易及び持続可能な開発（TSD）、中小企業（SME）など

出所：欧州委員会資料、EU・メルコスール連合協定テキストを基に作成

i. 関税の削減

メルコスールへの輸入に際して、EU 原産の製品には高関税が課されており、メルコスール域内における製品の価格を押し上げ、流通を困難にしてしまう大きな要因となっている。本協定の発効後は、メルコスールでは、関税引き下げ期間は平均して 10 年から 15 年の期間にわたって実施される。⁵⁹

⁵⁹ Mercosur cierra un histórico Acuerdo de Asociación Estratégica con la Unión Europea（メルコスールによる EU との協定合意アナウンス）
<https://www.mercosur.int/mercotur-cierra-un-historico-acuerdo-de-asociacion-estrategica-con-la-union-europea/>

メルコスールへの輸入に際して、高関税が賦課されている主な EU 製品と現在の関税率、および、メルコスール側の最終提案で示されている撤廃までの年数は、以下の通り（表 11 参照）⁶⁰。

農産品・食品

表 11. 農産品・食品の主な関税撤廃スケジュール

品目	現在の対外共通関税率(但し、品目により国別に設定されている場合がある。) (2021年1月現在)	メルコスール側の最終提案での関税撤廃までの年数
オリーブオイル	10%	15年
モルト	14%	8年
ワイン	20～27%	8～10年（ただし一部除外）
桃の缶詰	14～55%	10年
スピリッツ	20～35%	4～8年
チョコレート	20%	15年

出所：欧州委員会資料を基に作成。

本協定が発効すると、これらの関税が段階的に撤廃される。また、チーズ、粉ミルク、乳児用調製粉乳など少数の品目については、関税割当が設定されている。

工業製品

本協定発効後は、メルコスールで輸入される EU 製品の 90%以上について輸入関税が撤廃される。即時撤廃または段階的削減の対象としている主な品目は以下の通り⁶¹（表 12 参照）。

⁶⁰ EU-MERCOSUR Trade Agreement – the Agri Factsheet（欧州委員会）

https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2019/july/tradoc_158059.pdf

⁶¹ Oferta bienes MERCOSUR（ウルグアイ政府）

<https://www.gub.uy/ministerio-relaciones-exteriores/sites/ministerio-relaciones-exteriores/files/inline-files/-Oferta%20bienes%20MERCOSUR.pdf>

表 12. 工業製品の主な関税撤廃スケジュール

品目	現在の対外共通関税率（ただし品目により国別に設定されている場合がある。） (2021年1月現在)	メルコスール側の最終提案での関税撤廃までの年数
自動車	35%	15年
自動車部品	14～18%	10～15年
機械	14～20%	0～15年
化学品	0～18%	0～10年
衣類	35%	8年
医療用品	0～14%	多くは即時撤廃
革靴	35%	15年

出所：欧州委員会資料を基に作成

ii. 貿易促進

本協定は関税の削減・撤廃の他にも、様々な貿易自由化・促進を規定している。物品貿易における非関税障壁、輸入品の税制における差別撤廃、サービスと投資における自由化、政府調達、中小企業などに関する規定がある他、輸出税の引下げ又は撤廃、輸出制限や輸出独占の排除により、EU 経済に不可欠な原材料のアクセスを改善する規定がある。

iii. 貿易保護主義からの脱却

貿易保護主義が台頭する現在、世界の最も大きな経済圏の 2 つである EU とメルコスールが FTA を締結することで、世界に対して、貿易保護主義を拒否し、公正なルールと高い基準に基づくビジネスと貿易に対してオープンであると明確に示すとしている。

iv. 本協定が目指していること

EU とメルコスールは、本協定によって 2 つの地域間の貿易・投資を増やし、特に中小企業向けの関税と非関税貿易障壁の引き下げ、知的財産（地理的表示（GI）を含む）、食品安全基準、競争政策など、より良い、より強力なルールを通じて、貿易と投資の安定した予測可能なルールを構築することを目指している。

また、労働者の権利を強化し、気候変動と闘い、環境保護を強化するとともに、企業に責任を持って行動し、高い食品安全基準を守ることを奨励することで、持続可能な開発など共有する価値を促進する。この合意は、EU とメルコスールの両方にとって有益なものとなり、双方の成長、雇用、持続可能な開発の機会を生み出すことになる。⁶²

⁶² Negotiations and agreements EU-Mercosur Trade Agreement（欧州委員会）
<https://ec.europa.eu/trade/policy/in-focus/eu-mercrosur-association-agreement/>

④協定発効までの課題・見通し

本協定は、2019年6月に政治合意に達したが、現時点（2021年1月時点）でまだ署名に至っていない。手続的には、欧州委員会は、本協定の法的な精査と全EU公用語への翻訳の後、EU理事会（閣僚理事会）と欧州議会の批准だけでなく、EU各加盟国の批准も必要となる。また、メルコスールも、加盟各国の国内手続きをもって承認される必要がある。

EUとメルコスールがFTAを締結することについて、EU加盟国内やメルコスール4カ国での温度差もうかがわれる。ひとつには、EU域内やメルコスール域内のそれぞれの国内経済を守りながら市場開放をすることの難しさである⁶³。もうひとつには、環境問題がある。FTA締結により、ブラジルのアマゾン熱帯雨林の伐採問題、気候変動問題がさらに深刻になることへの懸念がある。

2020年に入り、EU・メルコスール協定の批准はさらに先行き不透明になっている。EUにおける世論調査では反対意見が多数派となり、オーストリア、ベルギー、アイルランド、オランダの議会からも反対票が投じられており、フランスでは投票が保留されたままである。本協定の締結を強く支持していたドイツでさえも、アマゾン基金へのブラジル政府の関与について懐疑的になってきており、2019年には、基金への資金提供の一部を凍結した。共通通商政策の実施に関する2020年10月の決議において、欧州議会は「EUメルコスール協定は現状のまま批准することはできない」と強調している⁶⁴。

2020年12月16日、オンライン形式で開催された第57回メルコスール首脳会合において、本協定の署名に向けて、最大の意欲をもって取り組むことがハイレベルで再確認され⁶⁵、また2021年2月に発表されたEUの新通商戦略においても、特に気候変動に関するパリ協定の実施と森林伐採に対応すべく、本協定の持続可能な開発に関する部分の協力強化に向けて、対話を継続していると言及されているが、上述のとおり、いまだ解決すべき課題が多いと言わざるを得ない状況にある。

⁶³ Amazon deforestation and EU-Mercosur deal（欧州議会）

[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/ATAG/2020/659311/EPRS_ATA\(2020\)659311_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/ATAG/2020/659311/EPRS_ATA(2020)659311_EN.pdf)

⁶⁴ Amazon deforestation and EU-Mercosur deal（欧州議会）

[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/ATAG/2020/659311/EPRS_ATA\(2020\)659311_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/ATAG/2020/659311/EPRS_ATA(2020)659311_EN.pdf)

⁶⁵ Comunicado Presidentes ESTADOS-PARTES MERCOSUR y Bolivia_ES – MERCOSUR（メルコスール）

https://www.mercosur.int/documento/comunicadopresidentes-estados-partes-mercursosur-y-bolivia_es/

(2) EU メキシコ・グローバル協定

①EU にとってのメキシコ

2019年、EU にとってメキシコは、11番目に大きい貿易相手国であり、ラテンアメリカにおける最大の貿易相手国であった。2020年2月の欧州委員会のデータによると、EU とメキシコの物品貿易の総額は2019年に約618億ユーロに達し、EU は133億ユーロを超える貿易黒字を計上している。EU はメキシコにとって、米国、中国に次ぐ、3番目に大きい貿易相手である。他のラテンアメリカ諸国と異なり、メキシコと EU の物品貿易は工業製品に集中している⁶⁶。

②経緯

EU とメキシコの間には、現在も有効な2000年11月に発効したグローバル協定（経済パートナーシップ・政策調整・協力協定）がある。これは、EU とメキシコとの関係の枠組みを規定し、政治や開発での協力、人権の保護など、貿易を超えた幅広い共通の利益に関する協定である。現在の EU とメキシコの貿易投資関係は、このグローバル協定の主要部分である貿易の柱（the trade pillar）に基づいている。また、2008年には、EU とメキシコ間で戦略的パートナーシップ協定が締結された。

EU とメキシコは2013年、グローバル協定の特に貿易の柱を包括的に更新する可能性を模索することとした。世界の貿易情勢、地政学的状況、昨今の貿易・投資政策の変化に協定を対応させ、2000年以降に EU とメキシコで起こった政治的・経済的变化を反映するためである。準備作業の完了後、2016年5月に正式にグローバル協定の現代化に向けた交渉が開始された。2018年4月に原則合意に達し、その後、複数の技術的問題を解決し、2020年4月に最終合意に至った。

⁶⁶ Modernisation of the trade pillar of the EU-Mexico Global Agreement（欧州議会）
[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2017/608680/EPRS_BRI\(2017\)608680_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2017/608680/EPRS_BRI(2017)608680_EN.pdf)

③協定の概要

表 13. EU メキシコ・グローバル協定の概要

交渉状況	2020年4月28日 合意
関税削減範囲	品目ベースで85%超を最長10年かけて撤廃
原産地規則	品目別規則：HSコード毎にそれぞれ関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準が定められている
	原産地証明：自己申告制度が導入された。登録輸出者がインボイスその他商業文書上に指定形式で原産地申告文を記載する。EUからの輸出時はREXシステム（EUの登録輸出事業者システム）に登録済みの輸出者が、メキシコからの輸出時は政府当局の承認を受けた輸出者が、登録輸出者とみなされる。総額6,000ユーロを超えない貨物の場合、（登録輸出者でない）輸出者による原産地申告も可能。申告文には、原則、登録輸出者の手書きのサインが必要であるが、登録輸出者は税関当局または輸出国の政府当局に対して全責任を負うことを条件として、申告文の署名を省略することができる。
	累積規定：原材料の累積のみを認める。（生産行為の累積も含める完全累積ではない。）
	積送基準：非締約国の税関監督下で蔵置が可能。ラベル・帳票等の表示等のための作業を許容。輸入国税関から積送要件充足の証拠も求められた場合、運送書類等の民間書類での立証で足りる。
関税以外の適用領域	税関・貿易円滑化、衛生植物検疫（SPS）、動物福祉と抗菌材耐性、エネルギー・原材料、貿易の技術的障害（TBT）、サービス貿易、職業資格の相互承認、国内規制、金融サービス、海運サービス、通信、デジタル貿易、投資、資本移動、投資紛争解決、公共調達、競争政策・補助金・国有企業、貿易と持続可能な開発（TSD）、中小企業（SME）、汚職防止、知的財産・地理的表示（GI）、行政協力の特別規定、など

出所：欧州委員会資料、EU メキシコ・グローバル協定テキストをを基に作成

特にアップデートされた貿易の柱における注目すべきポイントは、EUとメキシコの間の商品の貿易において残っていた関税の撤廃である。農産物の分野では、タリフラインの85%以上が完全に自由化されるが、特定のセンシティブなセクター（乳製品や食肉など）は引き続き特定の制限（関税割当等）の対象となる⁶⁷。

⁶⁷ Modernisation EU-Mexico Global Agreement - Legislative train schedule (欧州議会)
<https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-balanced-and-progressive-trade-policy-to-harness-globalisation/file-modernisation-eu-mexico-global-agreement>

関税が即時撤廃または段階的削減される主な農産品・食品は以下のとおり⁶⁸(表 14 参照)。

表 14. 主な農産品・食品の関税撤廃スケジュール・関税割当

品目	現行税率	撤廃までの年数
家きんの食用肉（鶏、七面鳥、あひる、がちょうなど）	最大 100%	即時撤廃 または 最長 7 年かけて段階的削減
ブルーチーズ	最大 20%	7 年かけて撤廃
豚肉	最大 45%	7 年かけて撤廃
チョコレート	最大 20%	7 年かけて撤廃
パスタ	最大 20%	7 年かけて撤廃
じゃがいも	175%	10 年かけて 87.5%まで削減
りんご	20%	10 年かけて撤廃

関税割当てが設定されている品目の例は以下のとおり。

品目	現行税率	関税割当
牛肉の一部	最大 25%	7 年かけて 30,000 トンまで無税枠を拡大
プロセスチーズ	最大 45%	5 年かけて 5,000 トンまで無税枠を拡大
その他のチーズ	最大 45%	5 年かけて 20,000 トンまで無税枠を拡大
粉末ミルク	最大 50%	5 年かけて 50,000 トンまで無税枠を拡大

出所：欧州委員会資料、EU メキシコ・グローバル協定テキストをを基に作成

EU とメキシコは、グローバル協定による特惠待遇をほぼ同等のレベルで利用している。メキシコは、EU 向け輸出に際し、金額ベースでのグローバル協定利用割合を 2015 年の 52%から 2018 年の 74%に引き上げ、他方、EU のメキシコ向け輸出に際してのグローバル協定利用割合は、2015 年の 76%から 2018 年には 70%と下がっている。他のラテンアメリカ諸国からの輸入品は農産品が多くを占める中、メキシコとの輸出入においては工業製品が占める割合が大きく、2019 年には、EU のメキシコからの輸入で 94.7%、EU からメキシコへの輸出で 96%とともに高かった。2019 年の、EU のメキシコからの輸入における農産品の割合は 4.9%、水産品の割合は 0.5%、また、EU からメキシコへの輸出における農産品の割合は 3.9%、水産品の割合は 0.1%にとどまる⁶⁹。

⁶⁸ EU Mexico negotiations: Mexico's Tariff Elimination Schedule (欧州委員会)
https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/november/tradoc_157554.pdf

⁶⁹ Modernisation of the trade pillar of the EU-Mexico Global Agreement (欧州議会)
[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2017/608680/EPRS_BRI\(2017\)608680_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2017/608680/EPRS_BRI(2017)608680_EN.pdf)

④協定発効までの課題・見通し

EU とメキシコは 2020 年 10 月にも、公共調達や衛生植物検疫 (SPS)、知的財産、任意規格・強制規格などに関する専門委員会 (Specialised Committee) を開催し、署名・発効に向けた準備を進めている。協定の法的な精査と全 EU 公用語への翻訳が完了後、署名と締結に向けて、欧州委員会の提案として、EU 理事会 (閣僚理事会) と欧州議会へ送られる。本協定の投資紛争解決条項には、EU が近年の通商交渉で提案している投資裁判所制度 (ICS) に基づく紛争解決手続きが含まれており、発効には混合協定として EU 理事会 (閣僚理事会) と欧州議会に加えて EU 各加盟国の批准も必要となる⁷⁰。また、メキシコ側の批准手続きも必要となる。

本協定に対しては、市民社会から、EU の投資裁判所制度 (ICS) を包含していること、交渉における透明性が欠如していること、人権条項が欠如していること、メキシコの人権保護と社会・環境基準に対して EU の商業的利益が優先されていることについて、批判がなされている。他にも、未解決の問題として、特定の地理的表示 (GI) に対する保護の欠如、貿易と持続可能な開発 (TSD) にかかる章が紛争解決の対象とならないこと、メキシコが主要な労働条約にまだ批准していないこと、ジェンダー問題について触れられていないこと、データフローの自由化についてのコミットメントがないことが挙げられる。

(3) EU 中国包括的投資協定 (CAI)

①EU にとっての中国

EU にとって中国は、米国に次いで 2 番目に大きい貿易相手国であり、最大の輸入相手国であると同時に、2 番目に大きな輸出市場となっている。EU と中国は 1 日平均 10 億ユーロ以上の貿易を行っている。EU は中国から、主に工業製品・消費財・機械設備・履物・衣類を輸入し、EU は中国へ、主に機械設備・自動車・航空機・化学品を輸出している。EU 中国間のサービス貿易額は物品貿易全体の 10%以上に達し、EU のサービス輸出額は EU の物品輸出全体の 19%を占めている。

②経緯

中国は、2001 年に WTO への加盟を果たしたが、中国の経済制度において、透明性の欠如、外国企業に対する参入障壁、国有企業を有利にさせるような政府による経済への介入、知的財産に対する不十分な保護など、WTO 加盟国としての責務を果たすためには課題が残っており、EU はまだ中国との間で FTA 交渉は開始していない。しかしながら、EU の企業が中国で経済活動を行いやすい環境を整備するために、投資協定締結のための対話が進んでいる。

⁷⁰ Modernisation EU-Mexico Global Agreement - Legislative train schedule (欧州議会)
<https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-balanced-and-progressive-trade-policy-to-harness-globalisation/file-modernisation-eu-mexico-global-agreement>

2012年2月に開催された第15回EU・中国首脳会議で、EU中国包括的投資協定（CAI：Comprehensive Agreement on Investment）の交渉を開始することが合意され、2013年11月、第16回EU・中国首脳会議で交渉の開始が発表された。最初の交渉会合は2014年1月に行われた。2016年には包括的投資協定の交渉範囲について合意し、2020年12月に原則合意に達した。

③協定の概要

CAIは投資協定のため、関税の撤廃や削減についての規定はないが、EU・中国の企業にとって、相手方市場によりアクセスしやすい環境の整備を規定している（表15参照）。原則合意に至った協定は、当初中国がコミットしていた内容よりもはるかに野心的な内容となっている。

表15. EU中国包括的投資協定（CAI）の概要

交渉状況	2020年12月30日 原則合意
対象範囲	市場アクセス（差別的慣行の禁止を含む）、国有企業、補助金の透明性、強制的な技術移転の禁止、許可取得・行政手続の簡素化、投資関係における持続可能な開発、環境・気候、労働基準

出所：欧州委員会資料を基に作成

市場アクセスの面では、中国は、EUの企業にとって最も重要な投資分野である製造業に対するコミットメントを行っている。現在、EUの中国での総投資額の半分以上を製造業が占め、うち自動車分野が28%、原材料が22%に上る。また、電気自動車、化学品、通信機器、健康機器などの製造も行われている。さらに、中国は、クラウドサービス、金融サービス、民間医療、環境サービス、国際海上輸送・航空輸送関連サービスなど様々なサービス分野への投資に関するコミットメントを行っている。中国は本協定の発効後、これらの分野へのEU企業のアクセスの禁止や、差別的な慣行を新たに導入できなくなるため、EUの企業は確実性と予見可能性をもって中国でビジネスを行うことができる。

CAIは中国の国有企業や補助金の透明性に関する明確なルールを設けており、強制的な技術移転の禁止など歪曲的な慣行を禁止することで、EUの投資家にとって公平な競争環境が得られるようになる。また、EU企業が許認可取得や行政手続をより簡易に行えることを約束している。

さらに、本協定は、中国がこれまで締結した他の協定と異なり、持続可能な開発に基づく投資関係を規定している。中国は、労働と環境の分野でも、投資勧誘の目的で投資保護の基準を下げないこと、保護主義的な理由で労働・環境基準を用いないこと、関連条約における国際的な義務を尊重することなどにコミットしている。また、中国は企業が社会責任を果たすための支援も行うとしている。CAIには、気候変動に関する国連枠組み条約とパリ協定

や、中国が批准済みの国際労働機関（ILO）の関連条約の実効的な履行に関するコミットメントも含んでいる。さらに、中国は、強制労働の廃止に関する2つのILO基本条約の批准に向けて取り組むことも約束している。持続可能な開発に関しては、EUの他の協定と同様に、市民社会も参加可能な透明性のある独立した専門家によって構成されるパネル（小委員会）による紛争解決制度が設けられている⁷¹。

④協定発効までの課題・見通し

2020年12月30日の原則合意には、CAIの署名から2年以内に投資保護と投資紛争解決に関する交渉の完了を目指すEU・中国双方のコミットメントが含まれている。両者の共通の目的は、多国間投資裁判所について国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）において行われている議論を考慮に入れた、現代的な保護基準と紛争解決に向けて取り組むことである。EUの目的は、加盟国が個別に中国と締結している既存の二国間投資協定を現代化し、新協定と置き換えることである⁷²。

一方で、米国のバイデン新政権の発足前に、CAIの原則合意をしている点について、バイデン新政権との協調的な対中政策を重視する一部の加盟国からは、CAIの早期批准に慎重な声が上がっている。また、欧州議会の一部の会派は、中国がまだ批准していない強制労働の廃止などに関するILO基本条約の批准に向けた努力を、批准期限などの設定なしに、単に約束するだけでは不十分であると指摘している。欧州委員会は2021年2月に発表したEUの新通商戦略において、こうした反応を受け、CAIの批准のためには、市場アクセス、公平な競争条件、持続可能な開発の各分野において、CAIの効果的な履行に向けた、中国との明確な取り決めが必要との認識を示している。

本協定の採択と批准についての審議はまだ行われていない。次のステップとして、EUと中国の双方が本協定の最終的なとりまとめを行い、EU側は法的な精査および全EU公用語への翻訳を行う必要がある。その後、EU理事会（閣僚理事会）の承認と欧州議会の同意により批准手続きを行う必要がある。また、中国側の批准手続きも必要である。

⁷¹ EU and China reach agreement in principle on investment（欧州委員会）
<https://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=2233>

⁷² 同上

4. EU の交渉中の貿易協定の動向

(1) EU オーストラリア貿易協定

①EU にとってのオーストラリア

オーストラリアは、EU の 19 番目に大きい貿易相手国である。オーストラリアにとって EU は、中国と日本に次いで 3 番目に大きい貿易相手国（2018 年）である。2017 年の EU オーストラリア間の物品貿易額は 476 億ユーロであり、サービス貿易額は 330 億ユーロだった。オーストラリアとニュージーランドを合わせた EU の二国間貿易はメキシコあるいはカナダとほぼ同じ規模にある⁷³。

②協定の概要

EU とオーストラリアは、気候変動対策などの世界的に喫緊の課題について共通の姿勢で取り組む重要なパートナーという認識を共有している（表 16 参照）。2008 年に開始した EU オーストラリア・パートナーシップ枠組みのもと、現在交渉中の協定は、EU とオーストラリア間の貿易における技術的な障壁を減らすことによって、工業製品の貿易を促進し、サービス貿易と投資を改善することを目的としている。貿易と直接投資の自由化が対象であり、投資保護条項は含んでいない。

表 16. EU オーストラリア貿易協定の概要

交渉状況	2018 年 6 月 18 日 交渉開始
関税以外の 検討領域 (EU 提案)	税関・貿易促進、貿易の技術的障害 (TBT)、衛生植物検疫 (SPS)、 サービス・投資、資本移動、デジタル貿易、知的財産・地理的表示 (GI)、 公共調達、競争政策・補助金・国有企業、中小企業 (SME)、貿易及び持 続的開発 (TSD)、エネルギー・原材料など

出所：欧州委員会資料を基に作成

③交渉の進捗状況・対立事項

2018 年 7 月の初回交渉以降、EU とオーストラリアは 2020 年 12 月まで計 9 回の交渉会合を開催している。コロナ禍以降はオンラインで交渉を継続している⁷⁴。

EU 側は、センシティブな農産品についての特別な取り扱いの規定、公共調達の EU 企業へのさらなる開放、正当な政策目標を達成する目的で規制を設ける政府の権利の保護などを求めている。

⁷³ Countries and regions - Australia (欧州委員会)

<https://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/countries/australia/>

⁷⁴ EU-Australia Trade Agreement negotiations (欧州委員会)

<https://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1865>

直近では、2020年11月30日から12月11日にかけて第9回交渉会合が行われた。市場アクセスについては、第8回交渉会合で交換された提案に関するさらなる議論が行われた。一般規定や原産地規則については、いくつかの条文が合意に至り、両者のアプローチの違いは縮まった。また品目別規則については、機械、電気機器を含む工業製品といくつかの農産品について詳細な議論が行われ、農産品に関するいくつかの品目別規則はこの会合で暫定的に合意に至った。地理的表示（GI）については、オーストラリアといくつか対立点が残っており、EU側は、高いレベルでEUのGIが保護されることを望んでいる。また、エネルギーと原料については、EUの気候変動に関する2030年目標に向けての進展、オーストラリアのガス部門の進展に関する情報交換などを行った。各章に関して、第10回交渉会合に向けた準備が進められている。

④今後の見通し

2021年3月に第10回交渉会合が暫定的に予定されている。他国との交渉と比較して進捗は遅くなく、交渉は着実に進んでいると考えられる。

（2）EU ニュージーランド貿易協定

①EU にとってのニュージーランド

EU ニュージーランド間の物品貿易の総額は92億ユーロ（2018年）、サービス貿易は48億ユーロ（2017年）である。ニュージーランドにとって、EU は中国とオーストラリアに次いで3番目に大きな貿易相手であり、貿易全体の13.5%を占めている。ニュージーランドは、EU で49番目に大きな物品貿易の相手国（2018年）であり、EU の物品貿易額全体の0.2%となる。ニュージーランドのEU への輸出は主に農産物（73%）だが、EU のニュージーランドへの輸出は製造品（86%）が中心となっている。2017年のEU のニュージーランドへ直接投資残高は88億ユーロ、ニュージーランドのEU への直接投資残高は59億ユーロだった⁷⁵。

②協定の概要

貿易（サービス貿易を含む）に対する既存の障壁を減らし、ニュージーランドと貿易協定を結ぶ他国の企業とEU の企業が公平な競争条件となる環境を確保し、持続可能で包摂的な投資の促進をすることを目的としている。本協定は貿易と直接投資の自由化が対象であり、投資保護条項は含んでいない（表17参照）。

なお、EU とニュージーランドは2017年に経済・通商協力に関する多数の規定を含むパートナーシップ協定（Partnership Agreement）を締結している。パートナーシップ協定は、

⁷⁵ Countries and regions - New Zealand（欧州委員会）

<https://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/countries/new-zealand/>

自由貿易協定（FTA）に向けた交渉の前提条件となるものでもある。現在交渉中の貿易協定には、経済・貿易・投資、衛生植物検疫（SPS）、貿易の技術的障害（TBT）、競争政策、公共調達、知的財産、貿易及び持続可能な開発（TSD）といった分野も含まれている。

表 17. EU ニュージーランド貿易協定の概要

交渉状況	2018年6月21日 交渉開始
関税以外の 検討領域 (EU 提案)	税関・貿易円滑化、貿易の技術的障害（TBT）、衛生植物検疫（SPS）、サービス・投資、資本移動、デジタル貿易、知的財産・地理的表示（GI）、公共調達、競争政策・補助金・国有企業、中小企業（SME）、貿易及び持続的な開発（TSD）、エネルギー・原材料など

出所：欧州委員会資料を基に作成

③交渉の進捗状況・対立事項

2018年7月の初回交渉以降、EUとニュージーランドは2020年11月まで計9回の交渉会合を開催している。コロナ禍以降はオンラインで交渉を継続している⁷⁶。

EUとニュージーランドは、歴史的および文化的に強いつながりを持っており、保護貿易主義への反対など、幅広い国際的課題に対して同様のアプローチを共有している⁷⁷。

EU側は、関税割当や移行期間など、一部のセンシティブな農産物に対する特別な扱いおよび最もセンシティブな分野の除外、公共調達のEU企業へのさらなる開放、正当な政策目標を達成するために規制を設ける政府の権利の保護などを求めている⁷⁸。

直近では、2020年11月23日から30日にかけて、第9回交渉会合が行われた。FTAのほとんどの章について議論がなされ、中小企業（SME）と資本移動に関する2つの章について、暫定合意に至った⁷⁹。

一般規定及び原産地規則は、手続きの期限などが議論され、特惠否認に関する協議手続きについて合意された。品目別規則は、自動車、皮革、水産品、農産品、加工農産品、履物、繊維、衣類などについて議論された。貿易と持続可能な開発は、貿易と気候、貿易と森林破

⁷⁶ EU-New Zealand Trade Agreement - Legislative train schedule (欧州議会)

<https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-balanced-and-progressive-trade-policy-to-harness-globalisation/file-eu-new-zealand-fta>

⁷⁷ Countries and regions - New Zealand (欧州委員会)

<https://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/countries/new-zealand/>

⁷⁸ EU-New Zealand Trade Agreement - Legislative train schedule (欧州議会)

<https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-balanced-and-progressive-trade-policy-to-harness-globalisation/file-eu-new-zealand-fta>

⁷⁹ EU and New Zealand reach provisional agreement on two more chapters of future trade agreement (欧州委員会)

<https://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=2220>

壊、貿易と生物多様性、貿易と責任あるサプライチェーン、透明性に関する規定に焦点が当てられ、これらの規定は合意に近い段階とした。持続可能な漁業については前進が見られた。予防原則はさらなる議論が継続される。労働分野では、ニュージーランド側の ILO 基本条約への批准に関して、さらなる議論が必要とされている。暫定合意に至った中小企業の章は、中小企業の情報へのアクセスを容易にすることを目的とした情報共有に関連する条項が含まれており、また、将来の貿易協定の実施において中小企業のニーズを反映させた中小企業コンタクトポイントの設置も含まれている⁸⁰。

④今後の見通し

現時点で次回交渉の予定は公表されていない。他国との交渉と比較して進捗は遅くはなく、交渉は着実に進んでいると考えられる。

⁸⁰ Report on the 9th round of negotiations for a Trade Agreement between the European Union and New Zealand (欧州委員会)
https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/december/tradoc_159197.pdf

5. 今後の EU の通商政策の展望

第 1 章で説明した通り、2020 年 11 月に欧州委員会通商貿易総局が発表した欧州委員会の「2020-2024 年 戦略計画」⁸¹と「2020 年 管理計画」⁸²では、具体的な目標として次の 5 点を挙げている。

- ルールに基づく貿易を維持するために WTO 改革（現代化）を主導
- 貿易・投資協定を通じた EU の企業のビジネス機会の創出
- 不公正な貿易と投資からの EU の企業の保護
- 欧州グリーン・ディールなどを通じた持続的な開発を可能にする通商政策の確保
- EU の通商政策の受容と理解の向上

第 2 章で触れている通り、EU は近年、投資家対国家の紛争解決（ISDS）に代わる投資紛争解決制度として、カナダとの協定で導入されることになる投資裁判所制度（ICS）に基づく紛争解決手続きを積極的に提案している。この制度は、投資保護ルールの遵守を保証し、透明性の高い方法での投資家保護と締約国の権限の保護のバランスを取ることを狙いとしている。また、投資保護条項の発効には EU 各加盟国の批准も必要とされていることから、シンガポールやベトナムとの協定のように、EU は投資保護協定を貿易協定と分けて締結する方向にある。2020 年 12 月に中国と包括的投資協定の締結で大筋合意した際は、投資保護条項を切り離し、包括的投資協定の署名後 2 年以内に別途合意することを目標とした⁸³。

メルコスールとの交渉（第 3 章）においてアマゾン熱帯雨林の伐採問題が挙がっているように、EU は気候変動に関するパリ協定など、持続可能な開発と貿易協定を明確にリンクさせている。なお、欧州委員会が 2021 年 2 月に発表した新通商戦略では、今後の貿易協定において、気候変動に関するパリ協定の順守を、持続可能な開発の単なる一要素としてではなく、民主主義、法の支配、基本的人権の尊重と並ぶ、協定全体の基礎なる「不可欠の要素（essential element）」に格上げするよう提案するなど、貿易協定を通じたパリ協定の推進の立場を明確にしている。また、強制労働など ILO 条約関連の問題についても、同様に貿易・投資協定の枠内で積極的に関与している。

米国新政権発足後の EU 米国間の通商交渉

⁸¹ 「2020-2024 年版戦略計画」（欧州委員会）

https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/november/tradoc_159104.pdf

⁸² 2020 年版「管理計画」（欧州委員会）

https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/november/tradoc_159105.pdf

⁸³ EU-China Leaders' meeting: Delivering results by standing firm on EU interests and values（欧州委員会）

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/statement_20_2546

EU と米国は世界最大の貿易、投資関係にある。米国から EU への投資額は、アジア全体から EU への投資額の 3 倍で、EU から米国への投資額は、インドと中国を合わせた EU 投資額の約 8 倍となっている。また、EU 米国間の貿易の 3 分の 1 は企業内での取引と推定されている。EU 又は米国は、世界経済においてほとんど全ての国にとって最大の貿易・投資相手となっている。EU と米国の経済は世界全体の GDP の約半分、世界の貿易量のほぼ 3 分の 1 を占めている⁸⁴。

当然ながら EU は米国との通商関係を重視しており、EU の新通商戦略においては、この通商関係を世界最大かつ経済的に最も重要であると表現している。EU 米国間の貿易に係る問題は、WTO の紛争解決メカニズムを通じても処理されるが、紛争の対象商品は EU 米国間貿易の約 2% 程度でしかない。EU 米国双方の平均関税率はすでに 3% 以下と低いことから、貿易の技術的障害 (TBT)、衛生植物検疫 (SPS) 措置、自動車や医療機器における規制や消費者保護など非関税障壁の撤廃などに向けて、貿易協定の締結を含めて米国と協議を続けてきた。

EU 米国の包括的貿易投資協定 (TTIP: Transatlantic Trade and Investment Partnership Agreement) の交渉は、2013 年に開始され、計 15 回交渉が行われたが、米国がオバマ政権である間に合意することなく 2016 年末に終了した⁸⁵。この交渉が合意に至らなかった背景としては、公共調達や地理的表示 (GI)、投資家対国家の紛争解決 (ISDS) 制度などセンシティブな分野で双方の見解に大きな隔たりがあったこと、さらには一部 EU 加盟国に TTIP へ消極的な姿勢や世論があったことが挙げられる。

その後、EU は 2018 年 7 月の米国との首脳会議 (ジャン・クロード・ユンケル欧州委員会委員長及びドナルド・トランプ大統領) で、「自動車以外の工業品に関する関税・非関税障壁・補助金の撤廃」に向けた協力を含む通商関係の強化や「WTO 改革」を含む不公正貿易慣行の排除など 4 項目について合意し、共同声明を発表⁸⁶した。上級作業グループを立ち上げて、共同声明の具体化作業を続けてきた。また、この合意を受けて、2019 年 4 月に EU 理事会 (閣僚理事会) は、工業製品に限定して関税を撤廃する協定に関する米国との通商交渉権限の付与を、欧州委員会に対して承認している⁸⁷。

2017 年のトランプ政権発足以降、EU と通商関連の協議を続ける一方で、米国は保護主

⁸⁴ Countries and regions - United States (欧州委員会)

<https://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/countries/united-states/>

⁸⁵ EU negotiating texts in TTIP (欧州委員会)

<https://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1230>

⁸⁶ Joint U.S.-EU Statement following President Juncker's visit to the White House

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/STATEMENT_18_4687

⁸⁷ Council decision authorising the opening of negotiations with the United States of America for an agreement on the elimination of tariffs for industrial goods (EU 理事会)

<https://www.consilium.europa.eu/media/39180/st06052-en19.pdf>

義的な経済政策を採った。米国は 2018 年 6 月、安全保障上の脅威を理由に通商拡大法 232 条を発動し、EU 製の鉄鋼製品・アルミニウム製品に対して追加関税を導入した。EU は対抗措置として食品、衣料、オートバイなどの米国製品に追加関税を課した。以前より EU 米国がそれぞれ WTO へ提訴するなど摩擦が続いていた航空機補助金についても、WTO による WTO 協定違反の認定と報復措置の承認を受けて、米国が 2019 年 10 月に、EU が 2020 年 11 月に、EU 製と米国製の航空機やチーズなどにそれぞれ追加関税を課す事態に至っている。さらに米国は、2021 年 1 月 12 日から追加関税の追加品目（フランス・ドイツ原産の航空機部品・ワイン）を発表した⁸⁸。EU の姿勢は、EU の措置はあくまでも米国の追加関税に対する対抗措置であり、米国が EU 産品への追加関税を撤回すれば直ちに米国産品への追加関税を撤回するというものであるが、現時点でバイデン政権の対応方針は明確になっていない。

そうした状況下において、欧州委員会は 2020 年 12 月に、EU 外務・安全保障政策上級代表との連名で、2021 年前半に予想されるバイデン新大統領との会談で議題とすることを想定した「A new EU-US agenda for global change⁸⁹」を発表した。その中で、人間の尊厳と個人の権利、民主主義の原則に関する価値観を共有し、世界貿易の約 3 分の 1 を占め、共通の課題に直面するパートナーとして、交渉による解決策を通じた米国との貿易上の課題の解決、EU 米国による WTO 改革の主導、EU 米国貿易技術評議会（EU-US Trade and Technology Council）」の設置などを提案しているが、個別の具体的な施策は触れられていない。

このように通商政策においてバイデン新政権との連携の動きがある一方で、前述の通り 2020 年末に大枠合意した EU 中国包括的投資協定（CAI）は、今後 EU の対米通商政策に大きな影響を与える可能性がある。バイデン新政権は中国の産業補助金や強制技術移転などの問題に同盟国と連携して厳しい姿勢で臨む方針であり、中国との貿易関係を全面的に見直し、アジアと欧州の同盟国と一貫した戦略を協議する計画を打ち出していた。2020 年下半期の EU 理事会（閣僚理事会）の議長国であったドイツは、戦略的自律性や、コロナ禍で悪化した経済の復興の観点から、バイデン新政権の誕生前に CAI の政治合意をまとめているが、一部の加盟国は対米関係への影響などから CAI の早期批准に慎重な姿勢を見せて

⁸⁸ Notice of Revision of Section 301 Action: Enforcement of U.S. WTO Rights in Large Civil Aircraft Dispute（米国 通商代表部）

<https://www.federalregister.gov/documents/2021/01/06/2020-29225/notice-of-revision-of-section-301-action-enforcement-of-us-wto-rights-in-large-civil-aircraft>

⁸⁹ JOINT COMMUNICATION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE EUROPEAN COUNCIL AND THE COUNCIL

A new EU-US agenda for global change（欧州委員会）

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/joint-communication-eu-us-agenda_en.pdf

おり、対米、対中政策に関して EU 内が必ずしも意見が一致していない。

WTO における EU の政策（WTO の現代化などの改革案、紛争解決制度関連）

EU は、WTO が世界中の経済の急速な成長と、何億人もの人々を貧困から救うための基盤を提供してきたとして、その健全性と求心力を維持する必要があると強く考えている。欧州委員会は、WTO における EU の目的として次を挙げている⁹⁰。

- ・ 公正で予測可能、かつ共通ルールに基づく世界の貿易システムの維持
- ・ EU の製品、サービス、投資が恩恵を受けるための世界の貿易市場の現代化
- ・ WTO ルールの遵守、他の WTO 加盟国のルールに従った行動の促進
- ・ WTO 非加盟国や他の国際機関との対話により、さらに開かれた WTO を目指す
- ・ WTO やその意思決定、世界経済への開発途上国の参加の促進
- ・ 世界規模の持続可能な通商政策に対する WTO による支援の強化

EU は、自由で公正な貿易を確保するためには、国際貿易に不可欠なルールと制度を設定し、紛争解決メカニズムを提供している WTO が不可欠であると強く認識している。しかし、実際には、1995 年の発足から 25 年が経過した WTO の体制は実情にそぐわない部分が出てきており、機能不全の状況になっている。

一例として、WTO 紛争解決手続に対する強い懸念から、米国のトランプ政権は WTO 紛争解決制度の最終審にあたる上級委員会の上級委員の選考を阻止してきた。新しい上級委員が任命されないため、2019 年 12 月には上級委員が 1 人となり、3 人で構成される上級委員会が開催できず、紛争解決制度が機能しない状況に陥った。

EU は、現在の WTO の危機は WTO の制度の非効率性が原因と考えている。1995 年以降、世界は大きく変化した一方で WTO は変わっておらず、WTO の制度の変革、つまり現代化の必要性を強く認識している。

EU 理事会（閣僚理事会）は 2018 年 6 月、WTO の現代化を追求する権限を欧州委員会に与えた。欧州委員会は、WTO を現代化し、世界貿易のルールを世界経済の課題に適合させるための施策として、次の取り組みを提案している。

- ・ 国際貿易に関するルールブックの更新
- ・ WTO による監視の役割の強化
- ・ WTO 紛争解決システムの行き詰まりの克服

具体的な施策の内容は、第 1 章で説明した欧州委員会通商総局の具体目標 1 で挙げられ

⁹⁰ Policy - EU and WTO

<https://ec.europa.eu/trade/policy/eu-and-wto/>

ている通りである。さらに詳細な内容については、2018年9月に欧州委員会が公表した17ページからなるWTO改革に関するコンセプトペーパーで確認できる⁹¹。

また、欧州委員会は2021年2月、新通商戦略とともに、「WTO改革：持続可能で効果的な多国間貿易制度に向けて」と題するWTO改革におけるEUの方向性を示す付属書⁹²を発表している。この付属書は、これまでと同様に、国際貿易に関するルールブックの更新、WTOによる監視の役割の強化、WTO紛争解決システムの行き詰まりの克服という3つの課題を指摘した上で、現在WTOが抱える問題の中心には中国の存在があると名指ししている。中国の国内市場の開放度合いは、世界経済に占める比重と比べて不十分であり、中国経済における政府の影響は未だに大きく、現行のWTOルールでは十分に対応できないレベルの競争環境における歪みを生じさせていると問題視している。

この付属書における特徴的な提案としては、持続可能な開発の重視が挙げられる。これまでも、EUはWTOをめぐる議論において、持続可能な開発の要素を組み込むよう提案していたが、この付属書では、持続可能性に係る課題を、WTOの活動の中心的な位置付けにするよう提案している。WTO改革が行き詰まりを見せている原因の1つとして、先進国と開発途上国などの利害の対立があるが、経済の復興や競争環境の歪みといった問題と同様に、環境対応型経済への移行といった環境の持続可能性は、WTO加盟国が共通して直面する最も切迫した問題である。WTOの全加盟国は、環境保護目標を含む国連の持続可能な開発目標（SDGs）に賛同していることから、WTOルールをSDGsに対応させることを、WTO加盟国の共通の目的とすることで、WTO改革を加速させるべきであるとしている。具体的には、EUは気候変動の緩和などに関連した特定の物品やサービスの自由化、化石燃料への補助金の規律強化に向け、情報交換の枠組みや欧州委が現在検討している国境炭素調整メカニズムなどを含む関連対策の透明性の確保、貿易のための援助（aid-for-trade）の環境対応化、貿易と環境に取り組むWTOの制度枠組みの強化などを、WTOにおける貿易と気候に関するイニシアチブとして提案するとしている。また同時に、プラスチックを含む循環型経済に関するイニシアチブも、他のWTO加盟国に働きかけるとしている。

またこの付属書は、WTO改革における最も緊急な課題として、紛争処理制度の機能回復に向けて、同制度のあり方をめぐり共通認識をまとめ、上級委員会の委員の任命を進める必要があるとしている。この点に関して、EUは米国が表明する上級委員会に対する懸念の一部を共有しているとして、上級委員会は判例を考慮する必要があるものの、必ずしも拘束を

⁹¹ Concept paper - WTO modernization Introduction to future EU proposals (欧州委員会)
https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/september/tradoc_157331.pdf

⁹² ANNEX to the Trade Policy Review - An Open, Sustainable and Assertive Trade Policy (欧州委員会)
https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2021/february/tradoc_159439.pdf

受けるものではないとの立場である。また、上級委員会は法律問題のみを扱う機関であり、下級審に相当し、事実認定などを行う小委員会（パネル）とは厳格に区別するべきであるとしている。

さらに、WTO 改革の行き詰まりの根底にある交渉の機能不全に関しては、加盟国全体でのアプローチには限界があるとして、有志の WTO 加盟国間でプブリ合意（複数国間合意）を形成し、徐々に参加国を増やすアプローチが現実的であるとしている。開発途上国にも参加を求め、合意後にも新たな参加国を認めるべきであるとし、プブリ合意の開放性を強調している。また、WTO 改革において、特にルールへの現代化に向けたプブリ合意を重視すべき分野として、電子商取引、投資円滑化、国内サービス規制を挙げている。この分野は、経済のデジタル化に対応した国際貿易ルールを策定するために必要不可欠であるとして、EU はこの分野の交渉を最大限努力するとしている。これらの分野に加えて、産業補助金など経済における政府の介入のあり方に関しても、交渉を進めるべきであるとしている。これは、現行の WTO ルールでは、政府の経済への介入による負の波及効果に十分に対応できていないためである。ただし、EU は正当な目的のために政府の介入が必要な場合があることから、経済への介入に関する政府の役割そのものを否定してはならず、あくまでも自国企業の優遇や市場アクセスの制限といった競争環境の歪みなどの負の波及効果への効果的な対応策を求めている。この点において、産業補助金に対する新たなルール作りが重要であり、補助金に関する透明性を高め、禁止する補助金の類型を増やす必要があるとしている。さらに、国有企業に対する規律の強化、強制的な技術移転の禁止、国内規制の透明性や競争との親和性の強化なども、WTO ルールに加えられるべきであるとしている。こうした WTO 改革を主導していく上で、改革に対する同様の意識を共有する国との連携が重要であるとする。EU と米国との協力を不可欠であると強調し、多国間主義を支持する米国のバイデン新大統領の誕生は、紛争処理制度の機能回復を含めて、WTO 改革のあらゆる分野を推し進める上で好機であるとしている。それに加えて、日本を、米国と EU に並ぶ三極の一翼として、重視する姿勢である。

なお、EU は、WTO 改革への取り組みとは別に、紛争解決制度の上級委員会の機能不全を受けて、WTO 協定の 1 つである紛争解決に関する了解（DSU : Dispute Settlement Understanding）第 25 条に基づく暫定的な多国間上訴制度（MPIA : Multi-party Interim Appeal Arbitration Arrangement）⁹³の設立を主導している。2020 年 4 月に設立された同制度は、WTO の上訴制度の機能が回復するまでの暫定的な措置として、EU のほかオース

⁹³ EU and 15 World Trade Organization members establish contingency appeal arrangement for trade disputes（欧州委員会）
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_538

トラリア・中国・カナダなど 15 の WTO 加盟国・地域が有志で合意したものである。DSU 第 25 条で認められた紛争解決の代替的手段として、参加当事国・地域間の WTO における紛争解決への適用が可能となった。

それ以外にも、欧州委員会は 2019 年 12 月に欧州議会・理事会規則 654/2014 の改正案⁹⁴を提出した。同規則は域外国による貿易協定への違反や、EU 製品への待遇の変更に対する通商政策を通じた国際貿易協定の権利行使のルールと手続きを定めている。今回の改正案は、EU と通商政策・措置をめぐる紛争を抱える域外国がパネルの報告書を不服とし、機能停止した上級委員会に申し立てを行った場合、上級委員会の判断を待たずに EU が対抗措置を講じることができるようにするものである。今回の改正案は、2020 年 10 月に EU 理事会（閣僚理事会）と欧州議会との間で政治合意し、2021 年 1 月に欧州議会が、2 月に EU 理事会がそれぞれ採択し、正式に成立し、適用が開始されている。

⁹⁴ Regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulation (EU) No 654/2014

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52019PC0623>

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20200041>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 欧州ロシア CIS 課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5569
E-mail：ORD@jetro.go.jp

禁無断転載